

■ 巻頭言 ■

「政権交代」の妄想よりも「政策協議/デール/取引」の時代 政治哲学よりも、実利ファースト！！

アメリカでは、自国第一主義のポピュリストの「またトラ/2.0」政権が復活した。「平等・多様性・人権」を大事にする民主主義は大きく後退するのではないか。だが、民の選択は、`生活ファースト`。これも、ある意味で、民主主義だろう。

共産主義、社会主義は`政治哲学`としては正しいのかも知れない。だが、庶民/生活者は、政治哲学には関心が薄い。左派政党自身も、自己の政治哲学では、政権奪取などあり得ないと自覚しているはずだ。これは、次々と誕生する右派のポピュリスト政党についてもいえる。大半の庶民/生活者は、自由のない天皇主権の好戦的な保守反動国家に逆戻りするのをご免だ。

それでは、なぜ右派ポピュリスト政党が台頭するのか？それは、既存政党やオールドメディアにも責任がある。「エリート」ぶる役人や`有識者`、がつるんで政策を牛耳るのを放置するのにウンザリしているからだろう。庶民/生活者が見下されていると感じ、SNS、ニューメディアで反乱しているのではないか。庶民/生活者は、リアル（現実）空間に政党・政治団体がなくとも大丈夫、SNSを使った「推し活（fandom）」選挙で、政策は実現できそうだと学んだ。

野田立民の顔色がさえない。「政権交代」の`妄想`から解脱（げだつ）できていないからではないか？少数与党政治の時代で、いまや「政策協議/デール/取引」で政策は実現できる。野田立民は、「マイナ健康保険証」問題では一歩前進した。「納税者権利憲章（法）制定」でも前向きである。だが「消費税のインボイス廃止」等々では腰が重い。「言うだけ番長」で済ましてはならない。

一方の国民民主は、昨年10月の衆院選で、SNSを使った「103万円の壁」、「手取りを増やそう」の政治キャンペーンが話題をさらった。トランプを真似て、「政策協議/デール/取引」する政治手法を学び、実践した。脇の甘い玉木個人商店主の不倫問題で揺れたが、強豪相手に粘り勝ちを狙った。

だが、国民民主も油断大敵である。名古屋市長選で、与野党相乗りで漁夫の利を得ようとした大塚候補が蹴散らされてしまったからだ。彼は、古色蒼然とした体制に向けた逆走が警戒された。名古屋の民は彼に「ノー」をつきつけた。もちろん、選挙モンスター、名古屋のトランプ、河村たかし（減税日本）個人商店主の力量は侮れない。

「政治哲学はいろいろ」だ。PIJは、超党派のNPOである。好き、嫌いで、特定の政党や政治団体と組みすることはない。だが、実利ファーストで行きたい。国政で河村店主が、人権侵害ツールと化している「マイナンバーの廃止法案」を用意すれば積極的に支持したい。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～政治哲学よりも、実利ファースト！！
- ・ オーストラリア SNS 利用最低年齢法を読む
- ・ `またトラ`、で、世界に広がるニヒリズム/虚無主義
- ・ インボイス制度廃止してフリーランスを守ろう
- ・ AI 刑事手続とプライバシー・人権保護（5）

2025年 4月24日
PIJ代表 石村 耕治

オーストラリア SNS 利用最低年齢法を読む

「16歳未満、SNSお断り！」政策の是非 Australia's under-16 social media ban

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

オーストラリア連邦議会上院は、2024年11月28日に、16歳未満の子供たちによるソーシャルメディア(SNS=social networking sites)の利用を禁止(制限)する法案を可決した。前日27日には、同法案を連邦議会下院で可決している。この法律の正式名称は、「2024年オンライン安全改正(ソーシャルメディア最低年齢)法」【Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024】。短く言うと、「SNS利用最低年齢法」。2021年に制定された連邦オンライン安全法(Online Safety Act 2021 (Cth))の改正法である。

SNS利用最低年齢法は、公布後1年内をメドに施行される。「16歳未満、SNSお断り！」は、10代、年少の子どもを対象としたもの。とはいえ、国家レベルでSNSの使用禁止を法制化するのには世界初の試み。

オーストラリアでは、SNSを通じたオンラインいじめ(online bullying)を苦しめた10代の子どもの自殺が相次いだ。子どもの保護者達がスクラムを組み、「年少の子どもによるSNS利用の政府規制強化」を求めた。「36か月(36 Months Australia)」というグループをはじめとして多くのNPOが、ネットを使い積極的な市民運動を展開した。イギリスの世論調査会社「ユーガブ(YouGov)」が、2024年11月に、SNS利用の政府規制強化の是非で、オーストラリアで世論調査を実施した。その結果、子どものSNS利用禁止に対する賛成は77%に達した。

SNS利用最低年齢法は、「電子サービス(electronic service)」で、次のようないずれかの要件を充たすものは、「年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム」(特定SNS/ARSMPs)にあてはまると規定する。

①サービスの唯一または実質的目的が、2人以上のユーザーの間でオンラインを通じて社会

的交流(social interaction)ができるサービス、②エンドユーザーが他のエンドユーザーとリンクまたは交流ができること、または③エンドユーザーがプラットフォーム上に資料を公開できること。

SNS利用最低年齢法の規制対象となるサービス(特定SNS/ARSMPs)か、あるいは適用除外のサービスになるかは、連邦の所管大臣であるコミュニケーション相(Communication minister)が指定する。

例えば、X(旧ツイッター)やMeta(メタ/old Facebook(旧フェイスブック)、Snapchat(スナップチャット)、Reddit(レディット)、Instagram(インスタグラム)、TikTok(ティックトック)などのサービスが規制(禁止)対象になるようだ。

一方、子どもには利便のあるFacebook Manager Kids(フェイスブック・マネジャー・キッズ)やWhatsApp(ワッツアップ)などのサービスは適用除外となるようだ。

それから、ReachOut(リーチアウト)、PeerChat(ピアチャット)、Kids Helpline 'MyCircle'(キッズ・ヘルプライン「マイサークル」)、Google Classroom(グーグル・クラスルーム)、YouTube(ユーチューブ)などは、双方向交流のSNSと同じ機能を持つサービスだ。これらのサービスについては、SNSプラットフォーム運営企業が、青少年の教育や健康支援に有益であると証明できる場合には、適用除外となる。

政府規制の対象は、年少の子どもによるSNSアプリの利用である。とりわけ問題視されているのは、中毒性のあるアルゴリズムが組み込まれたアプリである。成長過程にある年少の子どもの心身を長時間危険にさらすアプリ(Apps)である。政府規制は、こうした特定のSNSアプリについて、SNSのプラットフォーム運営企

業に「倫理／自主規制」を問うだけでは解決は至難、というのが理由である。

SNS 利用最低年齢法が施行されれば、16 歳未満の子どもは、特定 SNS (ARSMPs) へのアカウント開設が禁止される。ただ、この禁止に違反しても、ユーザー側（子どもやその保護者等）には、罰則はない。一方、プラットフォーム運営企業は、規制対象となる年齢の子どもがアカウント開設（ただし、アクセスの遮断ではない。）を阻む適切（合理的）な措置を講じていないと判断されれば、最高で 4,950 万豪ドル（約 50 億円）の課徴金（civil penalty）が課される。加えて、プラットフォーム運営企業は、年齢確認の際に、ユーザー登録希望者に運転免許証、パスポート、公的デジタル ID のような官製の ID の提示・使用を求めることは禁止される。こうした企業に官製の ID データが蓄積／目的外利用／悪用されるのを防ぐためだ。SNS プラットフォーム運営企業側に年齢確認のための独自の技術（age assurance technology）開発を求めている。

SNS 利用最低年齢法の執行は、連邦のオンライン規制当局である「e セーフティ・コミッショナー（eSafety Commissioner）」が担う。SNS 利用最低年齢法（改正法）上、正式には「子ども e セーフティ・コミッショナー（Children's eSafety Commissioner）」と呼ばれる。

子どもの心身を保護することは大事である。その一方で、「表現の自由」や「アプリにアクセスする権利」をはじめとした自由権（civil rights）の保障も重要である。ところ

が、オーストラリアの連邦憲法は、統治機構（constitution of the government）のみを規定する。人権条項はない。つまり、アングロ・オーストラリアン憲法体系は、人権問題はコモンローに委ねるデザインなのだ。とはいえ、自由権を軽く扱ってよいとはいえない。

アメリカのように、かつては憲法（修正 18 条）で「禁酒法（Prohibition）」を実施した国もある。また、現在、「未成年者、飲酒お断り！」の政策をとる国も多い。新たな「16 歳未満、SNS お断り！」政策は、10 代、年少の子ども達の心身の健康ファーストから当り前とする見方もある。一方で、過保護な「16 歳未満、SNS お断り！」で、オーストラリアの子どもたちは、抵抗力をなくしてしまうのではないかと島国にこもり、世界から遅れをとってしまうのではないかと懸念もある。加えて、子どもの「言論の自由」の方が大事との異論もある。

わが国でも、オーストラリアの SNS 利用最低年齢法のような法律が必要なのだろうか？わが国は、人権条項を盛り込んだ憲法も持つ国だ。その是非は、子どもの人権尊重を柱に慎重に検討しないとイケない。

オーストラリアの労働党政権の「SNS 利用、16 歳未満はお断り！」政策は、世界的にも注目されている。だが、賛否は分かれる。

そこで、オーストラリア法に強い石村耕治 PIJ 代表に解説をお願いした。

（CNNニュース編集部）

◆子ども SNS 最低年齢法制定の背景

年少の子どもによる SNS / ソーシャルメディアの利用を制限する取り組みが各国でエスカレートしている。「子どもの心身の健康・安全を守る」ことが理由だ。各国では、禁止（制限）対象は「14 歳未満」から「16 歳未満」を軸に検討が進められている。

例えば、EU（欧州連合）では、2022 年にデジタルサービス法（Digital Services Act / Regulation 2022）を制定した。「子どもに健全なインターネット・チーム（Better Internet for Kids Team）」が生まれ、子どもに安心・安全なネット環境づくりに着手している。また、イギリスでは、2023 年にオンライン安全法（Online Safety

Act 2023）を制定した。ただ、UE やイギリスでは、オーストラリアとは異なり、義務的な統一した SNS 最低年齢基準（universal minimum age for all social media platforms）は設けられていない。SNS のプラットフォーム企業の営業の自由や自律、子どもの「知る権利」や「表現の自由」など人権への配慮も欠かせないからだ。現在、SNS のプラットフォーム運営企業の多くは、自主的に「13 歳基準」を採用する。

◆連邦議会での法案成立までの動き

オーストラリアでの SNS 利用最低年齢法制定の動きは、2023 年 11 月に、野党自由党のデビッド・コールマン（David Coleman）連

邦下院議員が、議員立法案 (private member's bill) を提出したことはじまった。同法案は、年少者によるわい



せつ画像 SNS の利用を制限するための年齢確認技術の試行を政府に義務づけるものである。加えて、同法案では SNS への年齢確認技術の適用も含んでいた。しかし、同法案は、棚ざらし、連邦議会での審議に付されることなく、廃案となった。オーストラリアでは、2022 年 5 月末に、政権交代があった。政権に就いた労働党のアンソニー・アルバニージー (Anthony Albanese) 党首が首相になった。アルバニージー首相は、2024 年 6 月に、16 歳未満の年少者が SNS のアカウント開設を禁止する利用最低年齢法の制定を公約した。各州の首相も、SNS 利用最低年齢法制定の公約を掲げたことから、いっきに法規制の機運は高まっていった。

アルバニージー首相は、2024 年 9 月に、「ソーシャルメディア/SNS 企業が、年少の子どもたちの心身に害を与えている。法的規制は待たないだ。」と訴えた。

この訴えの背景には、SNS を通じたオンラインいじめ (online bullying) を苦にした 10 代の子どもたちの自殺が相次いだことがある。「SNS のプラットフォーム企業が、子どもたちに、中毒性のあるアルゴリズムが織り込まれたアプリ (Apps) を使わせている。子どもたちは、長時間危険にさらされ、心身に大きな害悪を及ぼしている。年少者の SNS 利用を禁止、制限すべきだ！」といった世論があった。

オーストラリア連邦議会下院は、24 年 11 月 27 日に、オンライン安全法 (Online Safety Act 2021) を改正して SNS 利用最低年齢を 16 歳未満の子供に引き上げる法案を、賛成 101 反対 13 で、可決した。翌 24 年 11 月 28 日、連邦議会上院は、同法案を、賛成 34 反対 19 で可決した。その後、同法案は、オーストラリア総督の裁可を得て成立した。

連邦政府・与党の SNS 利用最低年齢法案には、賛否が分かれ、一部野党からは反対もあった。しかし、決定的な対決法案ではなかった。このこと

から、連邦政府・与党が、子どもの保護者である選挙民からの訴えに積極的に応じられる政治状況にあった。SNS のプラットフォーム企業に社会的責任を求め、世界に先んじる行動に取ることができた。

SNS 利用最低年齢法を所管する連邦政府のコミュニケーション省のマイケル・ローランド相 (Michelle Rowland / 議員) は、子ども SNS 利用最低年齢法制定について、次のようにアナウンスした。

「SNS へのアクセスに最低年齢を設けるには、若者を守るためです。決して彼らを処罰したり、孤立させることにあるではありません。親御さんたちは、子どもたちの健康や幸せが淵に追いやられていることを知って欲しいと思います。」

オーストラリアの SNS 利用最低年齢法は、ターゲット (規制対象) を年少の子どもに絞っている。とはいうものの、国家レベルで正面から SNS の使用禁止を法制化するのとは世界初の試みである。世界的な注目を浴びている。

◆子ども SNS 最低年齢法の年齢基準

これまで、オーストラリアでは、主要なソーシャルメディア/SNS のプラットフォームにアカウントを開設するには、13 歳以上であればよかった。この背景には、連邦の 2021 年オンライン安全法 (Online Safety Act 2021) がそう規定していたこともある。

この従来からある 13 歳基準は、ソーシャルメディアが出現する以前のアメリカの連邦「子どもオンラインプライバシー保護法 (COPPA=Children Online Privacy Protection Act of 1988)」をモデルとしている。

オーストラリアのほとんどの SNS サービスプロバイダー/プラットフォーム運営企業も、内規で SNS の利用年齢を「13 歳以上」と定めている。

ところが、今般のオーストラリアの SNS 利用最低年齢法

■オーストラリア議会 キャンベラ



では、16 歳未満の子どもに、政府が指定した特定 SNS にアカウント開設するのを禁

(Public use)

コラム 1

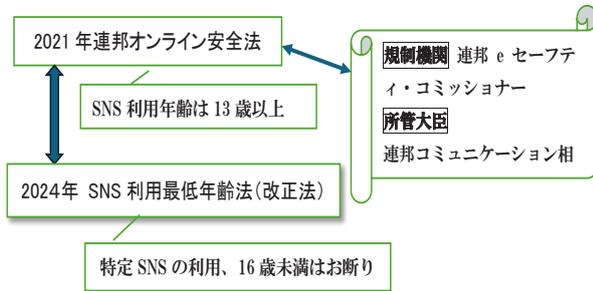
米連邦子どもオンラインプライバシー保護法 (COPPA)

アメリカ連邦のCOPPAは、ウェブサイトの有害情報に年少者のアクセスを禁止することが狙い。COPPAは、アメリカ国内の12歳未満の年少者に有害コンテンツ (Material harmful to minors) を提供する事業者に対して、ウェブサイトへの未成年者からのアクセスを遮断する措置を講じるように義務づける。違反者には5万ドルの罰金刑、または6か月間の拘禁刑が科す。ところが、COPPAの制定後ただちに「COPPA

は表現の自由」を侵害する」として違憲訴訟が起こされた。連邦地裁は、連邦最高裁での憲法判断が確定するまで同法施行延期を命令・控訴審もその命令を支持した。2009年に、連邦最高裁は「COPPAは違憲無効」と判断した。このため、COPPAは日の目を見ることがなかった。しかし、「13歳基準」は、今日でもグローバルスタンダードとして機能している。デジタル世界でのアメリカの影響力はとてつもなく大きく感じる。

止している。この新基準は、専門家や保護者など各界の意見を聴いたうえでの結論である。

■ SNS 利用最低年齢法の所在と規制の構図



- ・エンドユーザーが他のエンドユーザーとリンクまたは交流ができること、または、
- ・エンドユーザーがプラットフォーム上に資料を公開できること。

ただし、次のものは、「年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム」(特定SNS / ARSMPs) にあてはまらない。

■ 「年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム (特定 SNS) にあてはまらないもの

- ・メッセージ・アプリ
- ・オンラインゲーム・サービス
- ・その本来の目的が健康または教育にかかわるサービス
- ・eセーフティ・コミッショナー (eSafety Commissioner) が「低リスク」としたサービス

◆ SNS 利用最低年齢法の運用

今般の SNS 利用最低年齢法 (改正法) は、2021 年連邦オンライン安全法 (Online Safety Act 2021 (Cth) の改正法である。つまり、従来からある法律に、特定の「年齢制限ユーザー (age-restricted users)」ないし「年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム (ARSMPs=age-restricted social media platforms)」(特定 SNS / ARSMPs) の概念を盛り込んだわけである。

SNS 利用最低年齢法 (改正法) によると、「年齢制限ユーザー」とは「16 歳未満のオーストラリアの子ども」をさす。

また、「電子サービス (electronic service)」で、次のようないずれかの要件を充たすものは、「年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム」(特定 SNS / ARSMPs) にあてはまる (法 63 条の C)。

■ 「年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム (特定 SNS) にあてはまるもの

- ・サービスの唯一または実質的目的が、2 人以上のユーザーの間でオンラインを通じて社会的交流 (social interaction) ができるサービス、

ちなみに、SNS サービスの資料に、1 人以上のオーストラリアのエンドユーザーがアクセスまたは伝達できないとする。この場合には、SNS 利用最低年齢法によると、年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム」(特定 SNS / ARSMPs) にあてはまらない、と規定する。

◆ 年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム運営企業の受忍義務

規制当局は、年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム運営企業 (プラットフォーム運営企業 / 運営企業) に対して、16 歳未満のユーザーが年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォームのアカウントを開設しないように、プラットフォーム運営企業に、合理的な手順 (reasonable steps) を取るように求める (法 63 条の F)。SNS 利用最低年齢法は、「合理的な手順」については具体的に規定していない。規制当局は、法施

コラム 2

SNS 利用最低年齢法で規制対象・対象外となる SNS 一覧

連邦の所管大臣であるコミュニケーション相 (Communication minister) が、規制対象となるサービス (特定 SNS / ARSMPs) を指定する (法 63 条の C 第 4 項)。

《禁止が想定される特定 SNS / ARSMPs》

具体的には、X (旧ツイッター) や Meta (メタ / old Facebook (旧フェイスブック)、Snapchat (スナップチャット)、Reddit (レディット)、Instagram (インスタグラム)、TikTok (ティックトック) などのサービスが規制 (禁止) 対象になる模様。

《当然に適用除外となることが想定される SNS》

一方、子どもには利便のある Facebook Manager Kids (フェイスブック・マネジャー・キッ

ズ) や WhatsApp (ワッツアップ) などのサービスは適用除外となる模様。

《SNS 運営企業の立証で適用除外となることが想定される SNS》

具体的には、ReachOut (リーチアウト)、PeerChat (ピアチャット)、Kids Helpline 'MyCircle' (キッズ・ヘルプライン「マイサークル」)、Google Classroom (グーグル・クラスルーム)、You Tube (ユーチューブ) などのサービスで、双方向交流のソーシャルメディアと同じ機能を持つもの。これらについては、SNS プラットフォーム運営企業が、青少年の教育や健康支援に有益なサービスと証明できる場合には、サービスは適用除外となる。

行までにガイダンスを発出する方向である。

なお、改正法覚書 (explanatory memorandum) では、次のような手順を示唆する。

■プラットフォーム運営企業の年齢確認手順の方向性

- ・少なくとも、年齢制限ソーシャルメディア・プラットフォーム運営企業 (プラットフォーム運営企業) は、SNS アカウント保有者が 16 歳未満のオーストラリアの子どもかどうかを判定するための何らかの年齢確認技術を装備しないとイケない。
- ・年齢確認技術が合理的な手順に値するかどうかは、エンドユーザーの利便性、効率性、コスト、データ保護、プライバシー尊重などの面から客観的に判定しないとイケない。
- ・政府による年齢確認検査結果は、プラットフォーム運営企業にとり、有益な資料になり、かつ、e-セーフティ・コミッショナー規制ガイダンスを発出すれば、それが典拠となるのではないか。

ちなみに、SNS 利用最低年齢法は、SNS のプラットフォーム運営企業が、ユーザーの年齢確認の際に、①政府発行の身元証明書 (government-issued identification material / や、②信用情報機関の利用を禁止する (法 63 条の DB 第 2 項 a 号)。ここでいう政府発行の身分証明書には、パスポートや運転免許証はもちろんのこと、公的デジタル ID も含む ((法 63 条の DB 第 2 項 b 号)* このことから、わが国のマイナンバー IC カードに格納されているデジタルマイナンバー (公開鍵式の JPKI) に相当するものも利用も禁止される。

*なお、オーストラリアのデジタル ID について詳しくは、石村耕治「オーストラリアの 2024 年デジ

タル ID 法を読む (上・下)」CNN ニュース 118 号・119 号参照 CNN-118.pdf CNN-119.pdf

これは、公的な身元証明情報が本人の明示の同意なしにプラットフォーム運営企業に再利用 / 悪用されることや個人情報を保護すること、さらにはこれらの ID 情報がネット上に流失するのを防止するためである (法 63 条の DA)。

違反に対しては課徴金が課される。

プラットフォーム運営企業は、独自の年齢確認インフラを構築しないとイケない。

なお、年齢制限を受けるユーザーは、You Tube (ユーチューブ) のように、エンドユーザーがログインにアカウント設定が必要ないプラットフォームへのアクセスは可能である。

◆プライバシー法との接点

オーストラリアは、1988 年に、連邦がプライバシー法 (Privacy Act 1988 (Cth)) を制定している。本法の下でのコンプライアンス事務は、連邦情報コミッショナー (Information Commissioner) が担う。

また、本法の下、子どもオンラインプライバシーコード (Children Online Privacy Code) を発出している。このコードに従い、オーストラリアではすでに 13 歳未満の年少者が SNS アカウントを開設することを禁止してきた。ところが、2024 年に、SNS 利用最低年齢法 (改正法) が成立した。これにより、禁止対象を 16 歳未満にまで拡大したうえで、法律として施行することになった。

ちなみに、連邦は、刑事法を改正し、デープフェ

イク性的画像 (deepfake sexual material) など有害コンテンツ (harmful Material) を作成・頒布する者を刑事罰に処す対応もしている。

このことから、SNS のプラットフォーム運営企業は、サービス提供にあたり、SNS 利用最低年齢法 (改正法) はもちろんのこと、連邦プライバシー法や刑事法も守らないといけない (法 63 条の F)。

SNS のプラットフォーム運営企業は、本人確認をするためにエンドユーザーになる個人の情報を収集・利用しないとイケない。しかし、SNS 利用最低年齢法 (改正法) は、SNS のプラットフォーム運営企業が年齢確認目的で収集したエンドユーザーの個人情報の目的外利用を禁止する。ただし、本人が他の目的に利用することに同意した場合を除く。

エンドユーザーから同意を得る場合、同意は、任意、本人に事前通知し、特定かつその旨を明示しないとイケない。つまり、オプトイン方式でないとイケない。

言い換えると、運営企業が、エンドユーザーの個人情報を第三者に提供する、あるいは別の目的に使いたいとする。この場合、前もって本来の目的に利用する旨を設定することは禁止される。つまり、運営企業はオプトアウト方式を採ってはならない。

SNS のプラットフォーム運営企業は、エンドユーザーから年齢確認 (その他本人が同意した目的) のために収集・利用した情報をその事務が終わったら速やかに必ず破棄しないとイケない。破棄しない場合は、連邦プライバシー法違反になり、処罰の対象となる (法 63 条の F 第 3 項 a 号・b 号)。

◆重い課徴金と宥恕措置

SNS のプラットフォーム運営企業が、法令に定めた義務 (受忍義務) に違反したとする。例えば、年齢制限を受けるエンドユーザーの年齢確認をしなかった。16 歳未満の子どもがアカウント開設を阻む適切な措置を講じなかった。あるいは、年齢確認に提供された個人情報を、本人の同意なく、目的外利用をした。こうした受忍義務違反には、最高で 4,950 万豪ドル (約 50 億円) の課徴金が課される (例えば、法 63 条の D・63 条の DA・63 条の DB)。

一方、エンドユーザー (子ども) が年齢を偽って SNS のアカウントを設定したとする。この場合でも、エンドユーザー (子ども) やその保護者

などには、罰則はない。

こうしたコンプライアンスの仕組みでは、ザル法 (teethless) と化するのではないか。罰則なしでは、年齢制限を課しても、16 歳未満のユーザーが、偽造した ID、16 歳以上の他人の ID などを使ってアカウントの設定をするのではないか。各界から懸念の声があがる。だが、年少者によるこの種の非行を罰するのは、逆に子どもの心に傷を残す。政府・議会には、無力感が漂う。

コンプライアンス対応の難しさは、改正法覚書 (explanatory memorandum) にも織り込み済みである。組織的な違法アカウント取得なども当然想定される、と。そこで、こうした違法行為が発見されても、SNS のプラットフォーム運営企業が相当の対応をしたのであれば、運営企業を厳罰に処さない旨を明らかにしている。

この背景には、年齢確認技術開発や確認作業の困難さもある。

政府は、年齢確認技術開発のための 2024 ~ 25 分の予算をつけた。しかし、いつまでに利用可能 (合理的) な水準の技術が開発できるのか詰め切れていない。加えて、運営企業によるエンドユーザーの最低年齢 (16 歳未満) 確認作業でも、相当の困難さが予想される。正確さを期すとする。この場合は、アカウント設定済みのユーザーを含め、すべての SNS アカウントユーザーの年齢をチェックしないとイケなくなる。運営企業にとり、気が遠くなるほどの膨大な作業になる。

最低年齢確認のデザインは、絵に描いた餅で、実際のコンプライアンス対応は容易ではない。法律はつくったものの、適正な執行をしようとすれば、さらに先が見えなくなる。負の連鎖が想定される。

◆政府の規制権限

SNS 利用最低年齢法 (改正法) は、政府の規制機関 (e セーフティ・コミッショナーや情報コミッショナーなど) に対して、SNS のプラットフォーム運営企業から報告を徴収する権限を与えている。SNS 利用最低年齢法の下で、SNS のプラットフォーム運営企業側が負うコンプライアンス義務は多岐にわたる。また、コンプライアンス義務違反に対しては課徴金が課される (法 63 条の J・63 条の K)。

プラットフォーム運営企業の年齢確認手続のコンプライアンスは、所管の e セーフティ・コミッショナー (eSafety Commissioner) や、担当

のコミュニケーション大臣 (Communication minister) の手腕にかかっている。

eセーフティ・コミッショナー (eSafety Commissioner) は、SNS 利用最低年齢法 (改正法) 上、正式には「子ども eセーフティ・コミッショナー (Children's eSafety Commissioner)」と呼ばれる。

所管のコミッショナーや担当大臣は、電子サービスプロバイダーでもある SNS のプラットフォーム運営企業の規制に関し、次のような権限を有している (法 63 条の C 第 7 項・法 63 条の G)。

■政府の規制権限の概要

<p>所管 eセーフティ・コミッショナー (eSafety Commissioner) の規制権限</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管の連邦 eセーフティ・コミッショナーは、年齢制限 SNS / ソーシャルメディア・プラットフォーム運営企業が、電子サービスを提供し、当該企業は、合理的な手順 (reasonable steps) に従い、受忍義務を果たしているかどうかを精査するために必要な報告を徴収できる。受忍義務違反には、課徴金を課することができる (法 63 条の H)。 加えて、eセーフティ・コミッショナーは、当該企業が受忍義務を果たしていないと判断した場合、ウェブサイト企業名を公表することができる (法 63 条の J 第 7 号)。
<p>所管大臣の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> 所管のコミュニケーション大臣は、法執行のために必要が法令を発出できる。担当大臣は、法令の制定にあたっては、連邦 eセーフティ・コミッショナーに諮問し、答申を得ないといけない。加えて、関係する連邦機関からも意見を聴取しないといけない (法 63 条の C 第 4 項～7 項)。

連邦は、年齢差別禁止法 (Age Discrimination Act 2004 (Cth)) を制定している。SNS 利用最低年齢法の施行は、年齢差別禁止との抵触を問われかねない。そこで、SNS 利用最低年齢法を、年齢差別禁止法の別表 (Schedule) で適用除外とすることで調整をしている (法第 2 部)。加えて、適用除外となる旨を、連邦 eセーフティ・コミッショナーが、ガイドラインを発出し、アナウンスすることになっている。

◆ SNS 利用最低年齢法のレビュー

2024 年 SNS 利用最低年齢法は、法施行後、2 年以内に見直し (review) をする旨規定してい

る (法 239 条の B)。

◆年齢確認技術開発

改正法は、SNS のプラットフォーム運営企業 (運営企業) に、年齢確認技術の開発を奨励している。運営企業は、既存の政府発行の身元証明書 (パスポートや運転免許証、公的デジタル ID など) に代わる、独自にユーザーの年齢確認できる技術 (age assurance technology) の開発を急がないといけない。

連邦政府は、年齢確認技術開発のための 2024 ~ 25 年分の予算はつけた。しかし、いつまでに利用可能 (合理的) な水準の技術が日の目を見るのか詰め切れていない。SNS の運営企業も、連邦政府の本気度を測りつつ、いつ課徴金を武器にその矛先を自分らに向けてくるか身構えている。



◆わが国における SNS 利用年齢制限の行方

わが国では、10 代の若者が使う SNS は多彩である。具体的には、LINE (ライン)、X (旧ツイッター) や Meta (メタ / old Facebook (旧フェイスブック)、You Tube (ユーチューブ)、Instagram (インスタグラム)、TikTok (ティックトック) などがあげられる。

それぞれの SNS 運営企業は、SNS 利用年齢制限について、独自の自主規制ルールをアナウンスしている。

例えば、LINE (ライン) セーフティセンターの「保護者・教育関係者の皆さんへ」を見てみよう。LINE の利用推奨年齢は 12 歳以上が原則である。しかし、『12 歳未満の利用を禁止するものではありませんが、ご家庭で十分に話し合い、保護者の許可を得てご利用ください。』としている。子の親の見守り任せだ。

また、Instagram (インスタグラム) は、どうだろう。登録している年齢が 13 歳未満の場合、アカウントが削除されることになっている。X (旧ツイッター) はどうだろう。X については 13 歳未満の場合、アカウントがロックされ、再度有効にするには保護者の同意を得る必要がある。これも、親の見守り任せだ。

わが国では、LINE（ライン）の利用率が抜きんでて高い。このプラットフォームを運営する企業は、ユーザーの年齢制限にあまり積極的でないようにも見える。この背景には、LINE（ライン）が、家族の連絡ツール利用、メッセージ中心の利用が多いことがあるのではないかと。加えて、公共機関の利用も多いこともあるのだろう。

ただ、LINE には匿名でやりとりできる「オープンチャット」やショートムービー「VOOM」などの機能もある。このことから、企業倫理を尊重し、自主規制に期待するにしても、年少者の利用に保護者の見守りが欠かせない実情にある。

わが国でも、実際に実施された法規制がある。2020年に施行された「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」（ゲーム条例）である。この条例では「ゲームは平日60分、休日90分まで」といった制限が定められた。SNSの利用制限ではない。

しかし、この条例に対しては異論も出た。住民が、ゲーム条例は幸福追求権を侵害するのではないかということで、違憲訴訟を起した。日本国憲

法13条は「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定するからである。しかし、司法は、2022年8月に合憲とし、請求を棄却した。

SNSの利用制限も法的に実施されれば、問題になるのではないかと。日本国憲法21条2項は「検閲は、これをしてはならない。」と規定するからである。行政が私人の行為に過剰に介入できる仕組みをつくることについては異論があつて当然である。

本来、「倫理」、「モラル」に任されるべきことはたくさんある。そうしたことを短絡的に「法律」や「条例」で縛るのは問題ではないか？

ネット・ゲームやSNS利用制限については、「モラル事項の法定化の是非」や「情報モラル教育の課題」に加え、憲法の人権条項との兼ね合いで難しい問題がある。

オーストラリアの2024年SNS利用最低年齢法のような法規制は、わが国では容易ではあるま

コラム 3

頓挫した「埼玉県留守番禁止条例案」

2023年10月、埼玉県の自民党県議団が、小学校3年生以下の子どもだけで公園で遊ばせたり留守番させたりすることを「子どもを放置する虐待行為」とみなして禁止する条例案を県議会に提出した。いわゆる「留守番禁止条例案」（正式には「埼玉県虐待禁止条例改正案」）である。だが、この条例案には、住民から大ブーイングが起きた。

保護者などからは「子育てをしている人の立場をまったく理解していない」、「政治は家庭に深入りするな」、「男社会丸出し」、「どこの家庭にも専業主婦、祖父母がいて、子どもの面倒を看られる状況にあると思うのは勘違い」、「一人親の家庭やワンオペ育児家庭に向けた自治体ケアを充実させるアイデアは皆無」等々。異論は多岐にわたった。この条例案、遂には撤回に追いやられた。

一方で、この条例案には同情論もあった。ドイツでは昔から Aufsichtspflicht（監護義務）という言葉を日常生活でもよく使うという。「子どもが自分自身や他人に対して危ないことをしないようにする責任は大人にある」という共通認識がある、という。基本的に子どもが幼稚園や学校に通っている以外の時間帯については保護者が監護義務を負うとのことだ。ドイツのNPO「子育てアドバイスに関するドイツの相談所（Bundeskonferenz für Erziehungsberatung）」は、「4歳から7歳までは、30分以上ひとりにしてはいけない」、「7

歳から12歳まで、2時間以上ひとりにしてはいけない」、「12歳から14歳は、4時間以上ひとりにすることも可能」、そして「14歳からは自由」というルールをアナウンスしているという。しかし、ドイツでは、法規制はしていないようだ。

たしかに、欧米諸国では、年少者が犯罪に巻き込まれないように、保護者の監護義務は厳格だ。わが国ではルーズな面も多々見られる。

いずれにしろ、社会が年少者を大事にするには当たり前である。だが、今回の埼玉県虐待禁止条例改正案には、変化に挑もうとせず、時代に合わないところがあった。

埼玉県には、ほかにも大きな疑問符のつく条例がある。「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」がその一つだ。この条例は、「立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならない。」というものだ。埼玉県の自民党県議団は、自己責任、モラル事項を「条例」で縛る、法的義務にするのが大好きなように見える。だったら、真っ先に「県議会議員が議場にスマホを持ち込むのを禁止する条例」をつくったらどうだろうか？

「全国初のサプライズ」を狙った埼玉県留守番禁止条例案はあえなく潰えた。住民からは、「埼玉県の自民党県議団よ、余計なお世話は止めよ！」、「頭を冷やせ！」、「小人閑居して不全をなす。議員の数減らせ！」の声もあがる。

い。子どもの心身を保護することは大事なことである。その一方で、「表現の自由」や「アプリにアクセスする権利」をはじめとしてさまざまな自由権(civil rights)を保障しないといけない。オーストラリアの憲法は、統治機構 (constitution of the government) のみを規定する、人権条項はない。つまり、アングロ・オーストラリアン憲法体系は、人権問題はコモンローに委ねるつくりである。このため、自由権を軽く扱える土壌があるようにも見える。

わが国でも年少者の SNS 利用に関する調査は実施されている。国立青少年教育振興機構が、2024 年 7 月に『高校生の SNS の利用に関する調査報告書 -日本・米国・中国・韓国の比較-』(zentai-1.pdf) を公表している。この調査報告書によると、SNS 利用についてのトラブルは他国よりもおおむね低い傾向にあるように見える。

近年、文科省や子ども家庭庁をはじめとして政府のさまざまな省庁が、年少者の SNS 利用に関する調査を実施している。デープフェイク的画像 (deepfake sexual material) など有害コンテンツ (harmful Material) の作成や閲覧などについて、立法措置を探る動きも積極化している。

また、ネットの署名サイト／プラットフォーム (例えば、change.org) では、性的なネット広告の「ゾーニング」対策を求める署名活動もはじまっている。ただ、多くの署名サイトは、署名を取り消せない UI (ユーザーインターフェース) であり、有害サイトという評価もある。効果は今一つである。

10 代の SNS 利用には、マイナスの面もあるが、プラスの面もある。拙速な立法措置は子どもの権利を奪いかねない。政府規制に従うしかない SNS プラットフォーム運営企業も、自律、営業の自由を奪われかねない。

事実、オーストラリアでも、2024 年 SNS 利用最低年齢法の制定をめぐるっては、各界でさまざまな議論が展開された。

◆むすびにかえて～政府主導の SNS 規制の光と影

わが国でも、オーストラリアの SNS 利用最低年齢法のような法律が必要であろうか？わが国は、人権条項を盛り込んだ憲法も持つ国だ。その是非は、子どもの人権尊重を柱に慎重に検討しないといけない。

■ SNS 利用最低年齢法への賛否

【賛成論】

「36 カ月 (36 Months Australia)」という市民グループは、12 万 5000 筆以上の署名を集めた嘆願書で、少なくとも 16 歳までは「子供たちは SNS を安全に利用できる状態にない」。「過剰な SNS の利用が、心理的発達の重要な時期にある若い脳に影響を与え、精神疾患の蔓延につながっている」と主張 (オンライン署名・36 Months Australia - Raise the age of social media citizenship from 13-16 - オーストラリア・Change.org)。

【反対論】

- ・オーストラリア人権委員会 (Australian Human Rights Commission) は、SNS 利用最低年齢法の制定は、表現の自由や情報への自由なアクセス権などを制限し、子どもの権利条約 (CRC=Convention on the Rights of Child) 17 条に抵触するのではないかと懸念を示している。一律禁止ではなくより制限の少ない方法があれば、そちらを選択すべきであると批判した (Proposed Social Media Ban for Under-16s in Australia | Australian Human Rights Commission)。
- ・豪州国家児童委員会 (Australia's National Children's Commissioner) のアン・ホロンズ (Anne Hollonds) 委員長は「地方に住む LGBTQ や障害をもつ子どもが (仲間との) つながりを作れず孤立するおそれがある」と懸念を示す。
- ・「複雑なオンライン空間を切り抜ける方法を教えるのではなく、使用禁止措置は、10 代の若者たちが X (旧ツイッター) や Meta (メタ) [old Facebook / 旧フェイスブック]、You Tube (ユーチューブ)、Instagram (インスタグラム)、TikTok (ティックトック) のような SNS アプリに触れる時期を遅らせるだけである。」と指摘した。
- ・オーストラリア子供の権利タスクフォース (Australian Child Rights Taskforce) は、この法案で提案された禁止措置を「あまりにも乱暴な手段」と批判。同団体は 10 月に政府に公開書簡を送付。100 人以上の学者と 20 の市民団体が署名したこの書簡はアルバニー首相に対し、禁止措置に代えて SNS プラットフォームに「安全基準」を課すことを求めた。加えて、同団体は、国連の子ども宣言を引用し、オンライン空間を規制するための国家政策は、「子供たちがデジタル環境と関わることで利益を得る機会を提供し、安全なアクセスを確保することを目的とすべきだ」と指摘した。

オーストラリアの 2024 年 SNS 利用最低年齢法は、SNS のアクセス (閲覧) を一律に禁止するものではない。アカウント開設禁止は、年少者の心身に悪影響を及ぼしかねない「年齢制限ソー

シャルメディア・プラットフォーム」(特定 SNS / ARSMPs) に限定される。一方、年少者に役立つ SNS へのアカウント設定は問題ない。こうした有益な SNS は利用最低年齢法の適用除外となる。

SNS 利用最低年齢法は、SNS のプラットフォーム運営企業(運営企業)に、アカウント開設希望者の年齢確認に、既存の政府発行の身元証明書(パスポートや運転免許証、公的デジタル ID など)の利用を禁止している。政府のみならず運営企業にも、年齢確認技術(age assurance technology)の開発を奨励している。これは、ユーザーの公的身元確認データが、運営企業が集約され、違法に目的外利用が心配されるからだ。また、SNS 利用の不正が見つかった場合に、公的主体が法的責任を追及されることを避ける狙いもある。

一方、わが国では、今般のオーストラリアの規制を例にあげ、「わが国にはマイナンバーがある。年少者の SNS 利用制限、年齢確認にマイナンバーを使え」との乱暴な声もある(<https://mainichi.jp/articles/20241205/sp0/sp0/006/363000c>)。河野太郎議員の意見である。明らかに、事実誤認、近視眼的、慎重さを欠いた意見である。日経新聞(25.01.30)の私見・卓見にも、識者の同種の意見(「ネットの信頼性、マイナンバーで」)が掲載された。伝統的なメディア(legacy media)の報道姿勢が問われる。

オーストラリア政府は、年齢確認技術(age assurance technology)開発のための 2024 ~ 25 分の予算をつけた。手の動きなどを活用する手法を検討中である。だが、開発期限などは詰め切れていない。利用可能(合理的)な水準の年齢確認技術の獲得は見通せていない。見切り発車である。

SNS 利用最低年齢法を所管する連邦 e セーフティ・コミッショナーも、本音を吐露する。「年齢制限をかいくぐった特定 SNS (ARSMPs) アカウント開設は完全には防げまい。秘密裡に利用する年少のユーザーが出てくるのは避けられないのではないか。」と。

オーストラリアの手法は、SNS プラットフォームに「安全基準」を課すのではない。国が利用最低年齢を法定する手法(age restriction based approach)。だが、この手法には、何か不気味さ、後味の悪さが残る。年少者間のネットいじめ(online bullying) 封じなどを口実とした国策は、いっけん个性的である。だが、オーストラリアの

若い人たちの幅広い信頼を勝ち得て、うまく機能するかどうかはわからない。

オーストラリアの「16 歳未満、SNS お断り！」の国策は、まさに「国際的なサプライズ」だ。年少者限定とはいえ、国家レベルで SNS の使用禁止を法制化するのには世界初の試み。ただ、人権を大事にする国々の国民にとっては、必ずしも手放しでは喜べない国策モデルである。また、政府主導で開発を急いでいる新たな年齢確認のデジタル技術にも大きな疑問符がつく。国家による標準的な SNS の「言論統制」ツールに大化けしないか心配だからである。

2025 年 1 月 21 日、アメリカのメタ(旧フェイスブック)は、写真共有アプリのインスタグラムで、13 歳から 17 歳を対象とした「ティーンアカウント(Meta Teen Accounts)」を、わが国でも導入したと発表した。年少ユーザーを保護するのがねらい。メッセージ機能などを一部制限しているのが特徴。新規登録するユーザーに加え、既存ユーザーにも順次、適用するという。

欧州連合(EU) 欧州委員会は 24 年 5 月 16 日、デジタルサービス法(DSA=Digital Service Act) 違反の疑いで、アメリカのメタが提供する SNS のフェイスブックとインスタグラムの未成年保護対策について、調査を開始したのが発端。

この調査の影響もあり、メタはアメリカや欧州では 24 年 9 月に、「ティーンアカウント」をすでに導入していた。初期設定を「非公開」としており、フォローしていない人が投稿を見たり、メッセージを送ったりすることができない。1 日 6 時間以上利用すると、アプリを閉じるように警告表示が行われる。美容整形を勧誘するコンテンツなど年少者に不適切な投稿は表示されないよう制限する。また、保護者向けに、子どもが過去 1 週間にメッセージを送った相手を確認できる機能も用意した。

オーストラリアを取り巻くアジア諸国の動きも気になる。インターネットや SNS へのアクセスを遮断、ツイート(投稿)を削除するのをためらわない国が増えているからだ。しかも政治的な理由だけではない。学校の試験での不正防止、誘拐対策などを理由とするケースもある。

ベトナムでは、放送や新聞などほとんどのリアルメディア、伝統的なメディアは官営だ。2024 年 12 月 25 日に、同国で、ニュースサイトや SNS などニューメディアの規制を強める新たな政令(Decree 147)が公布された。公布から 6 か

月後に施行される。新政令は、2023年情報通信法に基づくガイドラインを公にしたものである。新政令では、ニューメディアの運営企業にユーザーの身元確認を義務づけ、子どもによるSNSやゲーム利用を制限する。16歳未満の子どもは、保護者の同意がない限りいかなるSNSも使えなくなる。加えて、国家ネット交流監視機関（VNIX = Vietnam National Internet Exchange）が、SNSへのツイート（投稿）などを「国家安全保障」面からチェックできる。「問題あり」と判断した場合には、運営企業にユーザー情報の提供を求められることができる。違反した運営企業は、同国のネットから排除されるという。これで、同国では、反体制的な発言などを追跡、遮断できるようになる。

フィルタリング設定やネチケット教育だけでは年少の子どもによる適正なSNSやゲーム利用を促すのは至難なものも事実である。加えて、SNSの年少者利用規制が、SNS全体の国家監視への「呼び水」にならないとも限らない。

わが国政府は、「人権尊重ファースト政策」には慎重である。選択的夫婦別姓が適例だ。また、トランプ2.0政権の多様性軽視（DEI廃止）政策にも異論を唱えない。SNSの年少者利用規制、さらには、公職選挙でのSNS利用規制、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺規制などをエスカレートさせてきている。早晩、中国やインドのようなSNS監視国家にならないとは、誰も保証できない。

オーストラリアでのSNS最低年齢法制定は、対岸の火事ではない。

【参考文献】

- Nell Fraser & Owen Griffiths, `Bill Digest: Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024,` Bills Digest No. 39, 2024-2525 (25 November 2024) .
- Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024
- eSafety Commissioner, Social media age restrictions Social media age restrictions | eSafety Commissioner
- Australia Human Rights Commission, Proposed Social Media Ban for Under-16s in Australia Proposed Social Media Ban for Under-16s in Australia | Australian Human Rights Commission
- Online Safety Amendment (Social Media Minimum Age) Bill 2024 24150b01.pdf;fileType=application/pdf
- Introducing Instagram Teen Accounts: Built-In Protections for Teens, Peace of Mind for Parents | Meta (Sep. 17, 2024)
- New decree ensures fairness in Internet resource management in Vietnam

最近の注目されるトレンド

トランプ復活、「またトラ、で、世界に広がるニヒリズム／虚無主義
推し活政治とSNS投稿チェックの是非

CNNニュース編集局

2025年は、「またトラ／トランプ2.0、で幕を開けた。「身内ファースト」、「結論ファーストで、理屈は聞かない！」流儀のトランプ政治、「権威主義的民主主義？、時代への突入である。「自由貿易は要らない！自国第一の保護主義万歳！」の「トランプノミクス2.0、自分の言うこときかない相手国には報復ファースト、「相互関税 (reciprocal tariffs)」で脅し、羽交い絞めにする。

トランプ政治の素にもなったSNS（ソーシャル

メディア）利用も、世界中で物議をかもしている。選挙に負けた腹いせにSNSで議会乱入を煽ったことはゆるされてはならない。再選で、「またトラ、が正義の味方となる？そして、すべてがチャラになる？これでは、「法の支配」に根差した民主主義は崩壊してしまう。

SNS全盛で、「ポスト真実政治 (post-truth politics)」、つまり、客観的真実より、個人の主張や感情が世論を形成、政治を支配する風潮がますます加速するのではないか。

2024年の「トランプ推し活 (The Trump fandom)」選挙は、陰謀論やカルト、右派メディアと結託したQアノン現象に乗り、盛り上がった。結果、「またトラ、政権誕生につながった。と同時に、世論に迎合する「ポスト真実政治」を大きく加速させた。

その「元凶」は、誰か？「生活苦を解決できない、エリート化し「言うだけ番長」になってしまった民主党である！」とする見方も強い。

◆増える「トランプ抱きつき組」

トランプ大統領は、SNSで、「破壊こそ建設なり！」を叫び、フェイク(ニセ)情報を拡散する。「自国第一主義」、「忠誠第一」を掲げ、他国や他者を「口撃」、いたぶる。言いたい放題である。

この御仁への「抱きつき(すり寄り)」が「正義(justice)」のような風潮がグローバルに広がる。この背景には、伝統的なリアルメディア(TVや新聞)の近視眼的な誘導がある。リアルメディアの多くは、呪文を唱える占い師、あるいは「競馬の予想屋」のような不確実なストーリーを伝播する。「アメリカ1強、で、トランプ氏との「近き」が「売り」になる!」、「早くすり寄った者勝ち!」等々。ド素人の「にわか評論家」が「猛獣へのすり寄り方」まで指南する。発言が軽々で、危うさ

が目立つ。

「抱きつき組」、「喜ばせ組」に入りたい人は、列をなしている。わが国の首相だけではない。

アメリカの「カオス大好き」のイーロン・マスク CEO もその1人だ。札束で世界最大規模のSNSであるX(旧ツイッター)を手に入れた。そして、国境のないネットを使って世界中の政治をあおり出した。トランプ流の「脅し外交」の一翼を担う。

マスク CEO は、自分の野望のために他人を脅すのに権力を振りかざすことを気にしない。自分のSNSでネット行脚し、政官産でデジタル独裁者の顔を露にしている。内政干渉は当たり前。覇権主義、帝国主義的な姿勢を露にし、あおり言動を繰り返す。マスク CEO の言動には耳を疑う。ロシアのプーチンと大して変わらない。

前世紀のファシストは、民衆の不満を梃に、フェイク(ニセ情報)や暴力で支持を広げた。トランプ軍団にあおられた民衆は同じ道を進んでいる。だが、いったん道を誤ると、いずれ途方もないツケを払うことになる。自由や平等、人権尊重をベースとした民主主義の修復には、適材の発掘を含め、膨大な時間がかかる。

マスク CEO は、「またトラ、とタッグを組み、政府効率化省／DOGE(ドージ／Department of Government Efficiency)を立ち上げた。

ひ弱な風見鶏のオピニオン

トランプ氏は、唯我独尊、協調など大嫌い、眼中にはない裸の大王だ。世界に繁栄をもたらしてきた自由貿易秩序を根底から覆そうとしているように見える。だが、高関税で保護主義を徹底すれば、利子率を引き上げないと、国内の消費者物価も、うなぎ上りになるのは必至である。利子率を引き上げるとドル高に振れ、アメリカ製品の輸出が至難になる。アメリカ国内生産者が大打撃を受ける・・・。トランプ大王は、こうした負の連鎖に陥る危機を、「取引(ディール)で乗り切れる」と自信を示す。

アメリカ国内の世論調査では、トランプ大王の権限拡大について6割超が危ないと答えている。民主党支持者ではこの懸念が9割を超えるという。

バイデン=ハリスのコンビは、真剣に勝てる大統領候補探しをせず、慣れ合いでバトンタッチをし、選挙モンスターとの勝負に負けた。今まさに、このことへの「反動の嵐」が世界中に吹きまわっている。民主党の責任は重い。

わが国は、対米追従、防衛ただ乗りを正当化する「平和憲法」で、これまで繁栄してきた。石破政権は、相互関税の適用除外を懇願する土下座外交で逃げ切ろうとしているようにも見える。「高関税で、アメリカの1つの州になれ!」とトランプ大王に言われても、「御心のままに!」で、事なかれ主義に徹しようとするのであろうか。白旗ならぬ、赤旗を掲げて近隣の権威主義国家に屈服するよりはトランプ大王の方が益し、とは考えていない。どうだろうか?いずれにしろ、これまでのような過度なアメリカ頼りでは、ウクライナや台湾と似た運命になりかねない。平和の舵取りは軽々な言葉だけでは語れない。

わが国が先頭にたって他国とスクラムを組み、アメリカに自制を求めなければ、「法の支配」と自由・人権を大事にする世界経済秩序は壊れてしまう。トランプ大王と対峙する気概のある政党、政治家が政権を担当して欲しい。でも、かなわぬ願いなのかも知れない??

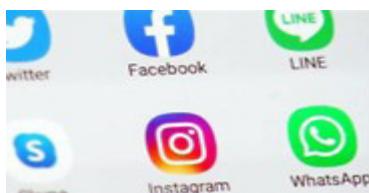
DOGEは、当初、仮装空間（ネット空間）に設立された「官僚機構」を敵視する組織であった。その後、大統領令で、かろうじて法的根拠を得ている。DOGEは、新トランプ政権発足前に稼働した。「資本の論理、超ファースト」、「小さな政府、超ファースト」のキャッチで、高らかに進軍ラッパを吹き上げる。政府歳出の削減、公務員の大量解雇、「民間に下り、汗して働け」の檄を飛ばした。

これでは、働く者の権利は風前の灯になる。トランプ氏の選挙旋風の原動力であった「労働者を守る！」のキャッチは、どこにいった？ まさにフェイクの「猫じゃらし、だったのではないか。

SNSの大手Meta（メタ）のトップ、マーク・ザッカーバーグCEOも、抱きつき組の1人だ。トランプ再選後、脅しに屈した。白旗を掲げ「またトラ、に急接近。1月の大統領就任式には、他のジャイアントテック・リバタリアン（巨大IT新自由主義者）とともに、そろい踏みをした。そして、Meta（メタ）が運営するFacebook（フェイスブック）やInstagram（インスタグラム）などSNSのフェイク（ニセ）情報の判別をする「ファクトチェック」をアメリカでは止めた。代わりに、ユーザー同士が誤解を招く投稿などを補足し合う「コミュニティノート」方式導入に舵を切った。表向きは「言論の自由」重視の原点に回帰するため、というのだが？

バイデン前大統領は、退任間際の1月11日に、冷ややかに言い放った。Meta（メタ）のマーク・ザッカーバーグCEOの変身を「非常に恥ずべきことだ（really shameful）」と（Biden calls Meta's decision to end fact-checking 'really shameful」）。「強権に負けて腰抜けになるな！」のバイデン氏の警鐘はわかる。だが、ザッカーバーグCEOの弱腰は、バイデン氏自身がまいた種が原因かも知れない。民主主義を正しい方向に導けなかった彼の失政にあるのではないか？

商人（あきんど）は、概してビジネスを大事にする。政治の前では「七変化は当たり前」。街の小さな商店主でさえ、店の回りにあらゆる選挙候補者のポスターを貼って、政治的中立を装うのが慣わしだ。『種の起源』を著わしたダーウィンはいう。「最も強いものが生き残るのではない。最も変化に敏感なものが生き残る」と。



(Public use)

◆ SNS 投稿チェック、米欧に溝

アメリカでは、「SNS 放任主義」、ニューメディアは「ワイルドウエスト（荒野の西部）」状態に逆戻りした。

EU（欧州連合）は、Meta（メタ）に警鐘を鳴らした。「ファクトチェック廃止はEUの2022年デジタルサービス法（DSA=Digital Services Act / Regulation 2022）とぶつかる。」と。状況によっては、デジタル市場法（DMA=Digital Markets Act / Regulation 2022）ともぶつかる怖れもあるのではないか。

ネット上のサービスで、違法またはフェイク（ニセ）情報やツイート（投稿）がアップされたとする。この場合、DSAでは、SNSプラットフォーム運営企業に、削除などの責任ある対応を求める。一方、DMAは、プラットフォーム運営企業の市場独占を禁止する法律である。

EUは、23年12月、X（旧ツイッター）に対して、DMA違反を理由に調査を開始した。2024年7月には、EUの欧州委員会は、Xの青色認証マーク付きのSNSアカウントがニセ情報の拡散に使われているとの暫定判断を示した。

フランスで、ネットでX（旧ツイッター）にアクセスすると、右派政党とマスク氏とのタイアップ画像が真っ先に出てくるといふ。こうした現象は、欧州各国やイギリスなどでも起きている。Xが意図的に操作した不正なアルゴリズム（情報処理手順）を使っているからだろう。

ヨーロッパは、SNSで大衆に強権政治訴える暴風雨圏に取り込まれつつある。自由と平等、人権尊重を柱とする民主政治が大きく後退している。

もちろん、決して強権には屈しないと、この試練を克服しようとする動きもある。25年1月半ば、ドイツやオーストリアの60を超える大学や研究機関は、共同声明でX（旧ツイッター）の利用を中止すると宣言した。

AI（人工知能）を使いSNSは高度化する一方である。AIに格納されたアルゴリズムの透明性／公正性を、誰が、どうチェックするか、そのシステムづくりは世界的な重い課題である。

対米追従は当り前のわが国はどうだろうか。EUのように、Meta（メタ）やX（旧ツイッター）などの米ジャイアントテック（巨大SNS）に物言いができるだろうか？

■ SNS の「言論の自由」とチェック体制比較

<p>アメリカ</p> <p>またトラ・トランプ 2.0 政権、にひれ伏した主要 SNS、ニューメディアは、自由放任、ワイルドウェスト状態に回帰。</p> <p>《基本指針》</p> <p>政府規制撤廃・民間ファースト。「違法とならない限り、言論は自由である」、投稿チェックは「検閲」にあたる。「フェイク（ニセ）投稿にあたるかどうかはみんなで判断しよう。SNS 運営企業は、アメリカではファクトチェックを止める。</p>
<p>EU 諸国</p> <p>SNS、ニューメディアへの規制強化</p> <p>《基本政策》</p> <p>政府規制強化で、違法コンテンツのチェックを SNS 運営企業に義務付ける。有害な投稿の削除・拡散は、運営企業の責任。受忍義務違反には、最大でグローバル売上高の 6% の課徴金をかす。</p>
<p>日本</p> <p>総務大臣が「巨大 SNS 運営企業には違法・フェイク（ニセ）情報のチェック責任あり」の口先介入 (25.1.10 発言)。</p> <p>《基本政策》</p> <p>アメリカ追従？それとも EU に見習う？</p>

トランプ政権誕生で、米企業が DEI（多様性・公平性・抱擁性／Diversity, Equality & Inclusion）や人種の公平性などに関する従来からの経営方針や研修をストップする。マクドナルドやウォルマートのような名だたる企業がいち早く白旗をあげた。脅しに屈してファクトチェックを廃止した Meta（メタ）も、その 1 つだ。

世界をリードしてきた本家アメリカの自由や平等、人権尊重をベースとする民主制にブレーキがかかるのは心配だ。もっと心配なのは、アメリカ発の津波が、対岸の日本にまで及ぶことだ。分家のが国政府も企業も、そもそも人権尊重意識が希薄だからだ。

わが国企業や政府が人権状況に消極的な姿勢を取るのには、国内問題だけに限らない。ミャンマーやウイグルなど近隣諸国の人権問題にもあいまいな態度が目立つ。

歴代のわが国政府は、人権尊重には極めて消極的である。例えば、選択的夫婦別姓が典型だ。法制審議会の答申が出てからおおよそ 30 年。のろのろ運転にも程がある。納税者権利憲章（法）の制定も同だ。2010～11 年の政権交代（民主党政権樹立）で、その目標達成寸前まで進んだ。と

ころが、政権の変節で先送りされた。民主党政権幹部（当時）がその理由を語った。役人との政策協議で『『権利』という言葉が哲学して相手方と相入れな [かった]』のだそうだ。だが、それから 10 年以上もたち世代交代が進んだ。その結果、いま、ようやく、立憲民主党に、納税者権利憲章（法）制定の機運がでてきた。2025 年 1 月 21 日の衆院予算委員会で、立憲民主党の階猛（しな・たけし）衆院議員が、その必要性を石破首相にただしたのである (https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=55529&media_type=)。

◆ SNS / 推し活政治（選挙）の行く末

政治キャンペーンがリアルメディア（オールドメディア／TV や新聞など）からニューメディア、SNS に全面的に移行しつつある。

SNS を使った推し活（ファンダム）政治（選挙）、ポピュリズム（大衆迎合主義）が世界中に拡散し、これまでの価値観が通用しない。ネット空間では当たり前のようにフェイク（ニセ情報）が徘徊する。これでは、地図なしに、標識のない山に登るようなものだ。世界中がニヒリズム／虚無主義の「蟻地獄（ant hills）」に落ちるのではないか。



■ Ant hills (Public use)

人工超知能（ASI）の出現のような進化する AI（人工知能）と政治の結びつきも、ニヒリズム／虚無主義を加速させるであろう。AI が全体主義を推奨し、人間に隷従を強いる可能性が高まっているからだ。

「身内ファースト」で、同じようなものを見方をする人たちが意思決定を担うとどうなるか？少数者の視点は無視され、AI が支配する観念が先行する全体主義と瓜二つになるのではないか。

「MEGA？アメリカ独り勝ちは放置できない！」、「倫理、コモンセンス、民主主義的な価値観が通用しない人間に対する無原則な寛容は、無秩序につながる！」、「民主的な言論の自由や DEI（多様性・公平性・抱擁性／Diversity, Equality & Inclusion）を守るには不寛容、公的規制強化、劇薬もやむなし！」の声がむなくこだまする。

インボイス制度廃止してフリーランスを守ろう

— インボイス制度の廃止を求める税理士の会 —

菊池 純 (PIJ 常任運営委員・税理士)

消費税は、所得税や法人税と違い、事業者は、免税事業者でない限り、赤字でも申告して納付しないといけない。これまでも、消費税の滞納は、他の税金と比べ、ずばぬけて多い。まして2023年(令和5年)10月からのインボイス制度の導入である。今まで課税売上1,000万円以下の免税事業者が、インボイス登録を強いられ、課税事業者として消費税を納税しないといけなくなったのである。消費税滞納の急増が心配される。

折しも、2024年(令和6年)11月1日から、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」という。)が施行された。企業などに雇われないフリーランスが働きやすくなるようにとの趣旨である。企業など(発注事業者)には、しっかりと業務委託契約を結んで仕事を発注する義務が課される。しかし、同法が本当にフリーランスの救世主になるのかは懐疑的にならざるを得ない。

フリーランス法は、2023年(令和5年)4月28日に可決成立し、同年5月12日に公布された。成立前の国会審議では、フリーランスを呼んで、「フリーランスを守るにはどうすればよいか」意見を聞いた。「インボイス制度を導入しないで欲しい。それが一番救われる。」と述べた人がいた。しかし、その事実は伝統的なマスコミでは全く報道されなかった。

フリーランス法は、インボイス制度が導入されたから法制化された、といわれている。インボイス制度を導入しないで欲しいというフリーランスの意見と、インボイス制度が導入されたからフリーランス法を作ったという矛盾は、平行線で解決



していない。これではフリーランスを救えない。

そこで、この二つの法律を比較検討してみたい。これにより、真にフリーランスを守るにはインボイス制度廃止しかないという事実を広く国民に知ってもらいたい。

1. フリーランス法

フリーランス法は、働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備することを目的とし、特定受託事業者に係る取引の適正化及び就業環境の整備を図るため、一定の義務を課す。取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担う。

これまでも、フリーランスを保護するために下請法(独占禁止法を補完する法律、下請事業者に対する親事業者の不当な取り扱いを規制する法律)があった。ただ、下請法が適用されるには発注事業者の資本金が1,000万円を超える場合に限られるという制限がある。フリーランスに取引を発注する委託事業者の多くは資本金1,000万円以下である。このため、下請法では保護されないケースが多いのが実情だった。

フリーランス法には、発注事業者について資本金による限定がない。このため、下請法が適用されないフリーランスも保護を受けられる。

フリーランス法の義務項目は、①書面等による取引条件の明示、②報酬支払期日の設定、③禁止行為、④募集情報の適格表示、⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮、⑥ハラスメント対策に係る体制整備、⑦中途解除等の事前予告・理由開示、とされている。

義務の中の「禁止行為」は、業務委託をした日から契約が終わるまでの期間が1か月以上かかる取引の場合、仕事を発注する側に禁止されている

行為が①受領拒否（半分はもういない）、②報酬の減額（報酬を少し削るね）、③返品（売れ残ったのは返品します）、④買ったとき（資材価格はあがっているけど、単価はこれまで通りでお願い）、⑤購入・利用強制（10枚購入してくれない？）、⑥不当な経済上の利益の提供要請（ついでに片付けておいて）、⑦不当な給付内容の変更・やり直し（急いで台本書き換えて）の7パターンある。

ところで、これら義務の内、②報酬の減額、④買ったとき等はインボイス制度導入の時問題になった。フリーランス法でも、取引条件の明示違反、禁止行為のいずれも、必要な措置をとるよう勧告を受けることになる。勧告に従わなければ罰則付きの命令が出される。公正取引委員会は、勧告や命令を出した事業者については、違反行為の内容と共に事業者名も公表する運用を明らかにしている。

2. インボイス制度、増税の仕組み

インボイス制度導入により、課税関係がどのように変化するかを、B2B（事業者同士の取引）が主である事業者の内、下請け側の売上が1,000万円以下の事業者（免税事業者）である場合で見ると、下請け側と元請側のどちらかの、消費税の納付額が増加することになる。下請け側が事業者登録すれば、課税事業者となり消費税を納めることになる。登録しなければ、元請側の納付する消費税額がその分増加する。インボイス登録は強制ではないので、どちらが負担してくれても、国はどちらでもいい。

一般的には取引価格を決定する力は元請側が強いことが多い。このため、下請け側は登録して消費税の課税事業者にならなければ仕事を取れなくなる。

フリーランスの中でも、アニメや漫画など文化芸術の分野のような、限られた椅子に座りたい人がたくさんいる業界になればなるほど、発注者側による搾取構造になりやすい。

3. インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組

2023年（令和5年）公正取引委員会が「インボイス制度の実施に関連した公正取引委員会の取組」を公表した。

その中で、仕入れ先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取

引条件を見直すことを検討している事業者が、独占禁止法等で問題になる行為をあげている。具体的には、①取引対価の引き下げ、②商品・役務の成果物の受領拒否等、③協賛金等の負担の要請等、④購入・利用強制、⑤取引の停止、⑥登録事業者となるような懲罰等、の6パターンである。

これは、フリーランス法で、仕事を発注する側に禁止されている行為と重なることが多い。

しかし、公正取引委員会は、「取引対価の引き下げ」の項目で、「取引上優越した地位にある事業者（買手）が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者（買手）の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。」と述べている。

この考えだと、実質的には、経過措置の80%仕入税額控除が適用されているときは、10%の値下げ交渉は違法になるが、2%の値下げは許容する形になってしまう。

すると、2026年（令和8年）10月1日からは5%の値下げを許容し、2029年（令和11年）10月1日からは、10%値下げがOKになる。

フリーランス法の「禁止行為」「買ったとき」では、フリーランスに対して、役務の提供や物品の製造などを委託し、報酬を決める際に、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を定めることは禁じられる。

「買ったとき」かどうかは、①十分な協議が行われたか②差別的でないか③「通常支払われる対価」と大きな違いはないか④原材料などの価格動向などが考慮される、としているが、インボイスの価格引き下げには触れていない。

ということは、フリーランス法でも十分な協議が行われたとして、2029年10月から10%の値下げをさせられることになる。

これでは、フリーランス法ができて、資本金1,000万円以下の事業者も保護されるようになったと言っても、実質的に保護機能はないようにも見える。

4. 政府の周知するあり得ない留意点

2024年（令和6年）12月4日、国税庁、財務省は連名で、日本税理士会連合会宛に、「消費税のインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）」を行った。

内容は、インボイス制度について、改めて周知させていただきたい事項をまとめたものとのことだ。取引上の留意点として次のように述べている。

「消費税について課税事業者に転換した取引先（売手側）から、免税事業者であったときの取引価格からの引上げを求められたにもかかわらず、価格交渉に応じず、一方的に従来どおりの取引価格に据え置いた場合、独占禁止法・下請法等に違反するおそれがあります。独占禁止法・下請法等の考え方については、別添2をご確認ください。

なお、買手側では、従来から消費税相当分を支払ってきたと認識している場合でも、売手側では、消費税相当分として支払われている分も含む金額がいわゆる本体価格として妥当な金額であると認識して取引している場合があります。売手側からは価格交渉を申し出にくい場合もあることから、買手側においては、取引先との間で消費税相当分の金額に関する認識の不一致が生じないように注意し、インボイス制度を機に課税事業者に転換した事業者に対しては、必要に応じて価格引上げの要否を確認するなど、適正な取引関係の構築にご留意ください。」（下線、国税庁、財務省）

この留意点は、実際に取引を行っている事業者から見たらあり得ない事項の羅列である。怒りすら覚える内容だろう。

なぜならば、免税事業者から課税事業者になることで、取引の価格が上がると思っている人もいないからである。逆に、取引先が課税事業者になったから取引額を上げてやろうと考える事業者もいないからである。

免税事業者のままなら取引の価格を引き下げられるか、排除されるしかないから、仕方なく課税事業者になる人がほぼ100%といい。

国は、消費税を預り金と見立てる作業を、インボイスを使って行おうとしている。これまでの間違っただけの情報の垂れ流しを正当化しようとしている。

5. 価格転嫁ができるように報酬適正化を、というけれど

消費税法第四条は、「国内において事業者が行

った資産の譲渡等及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課する。」と規定する。

これは、課税事業者だろうと免税事業者だろうと消費税を課す、ということである。インボイスが導入されても同じように、免税事業者も10%のせた価格でよい、ということになる。

これでは、インボイスが入って10%価格が上がるから、消費税を払っても手取りが増える、という理論が成り立たなくなる。これまでが適正価格だったからだ。

この報酬適正化の主張には、消費税は預り金で免税事業者には益税がある、という考えが潜んでいる。

「ほんとは消費税を預かってはいけない免税事業者が、課税事業者になることで、堂々と消費税を預かれるようになる。だから、まんざらインボイス制度は捨てたもんじゃない」とでも言うように聞こえる。

しかし、これは間違っただけの考えだと証明されている。

すなわち、裁判例においても、「消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではない。」（東京地裁平成2年3月26日判決、平成元年（ワ）第5194号。「判例時報」1344号。同旨の判示：大阪地裁平成2年11月26日判決、平成元年（ワ）第5180号損害賠償請求事件。「判例時報」1424号）とされている。加えて、金子財務大臣政務官の2023年（令和5年）2月10日の国会答弁においても、「消費税は預り金的な性格の税であり、預かり税ではない、というのが財務省の見解だ。預り金ではないという認識で結構だ。」と述べている。

また、政府は消費税を間接税であると説明している。しかし、消費税法においては、事業者の行った資産の譲渡等には、消費税を課し、事業者は消費税を納める義務がある。」と規定する。このことから、消費税は、税を負担するのにも税を納めるのにも事業者となっており、まさに直接税といえることができる。

アメリカは1969年に企業課税委員会で付加価値税・消費税導入に反対という結論を出し、大統領への第1回目の報告で採用見送りを提言して以降、いまだに付加価値税・消費税を導入していない。実はその報告書の中では「付加価値税・消費税ははたして税金と言い切れるのか？」という議論がなされている（岩本沙弓「アメリカは日本の消費

税を許さない」[文春新書](2014年、文芸春秋)、岩本沙弓編「日本経済のカラクリ」(2014年、自由国民社)の第1章 湖東京至×岩本沙弓 参照。

消費税は価格に埋もれてしまう、価格の一部である、というアメリカの認識は、生産者が負担する事業税と同じなのだから、間接税ではなく直接税ということになる。実質的には消費者からの徴税ではないので、消費税を導入する意味はない、法人税ですでに徴収されているのだからそれではないのか、という指摘がなされている。

6. インボイス制度もフリーランス法も土台が間違っている

インボイス制度もフリーランス法の禁止行為も、「消費税は預り金」という考えに基づき構築されている。

公正取引委員会も、形だけの交渉を盾に、フリーランスを守ろうとしない。

得意先から課税事業者になるよう求められた免税事業者が公正取引委員会に申し出たところ、「わかりました。注意しておきます。」といったきりで、現状は何も変わらなかった、という人がたくさんいる。免税事業者が消費税の額を請求すると、その額だけ少なく振り込んでくる場合も後を絶たない。消費税をのせないように請求書の書き直しを求められる免税事業者もたくさんいる。

インボイス制度の業者間の軋轢はフリーランス法で解決することは無理がある。おまけに付加価値のつかない事務量の激増である。

伝統的なマスコミも、新聞に軽減税率が適用されてから財務省の味方になったように見える。消費

税増税にも、インボイス制度導入にも賛成している。

フリーランス協会も間違った考えに立ち発信している。インボイス制度導入前の時点で「インボイスは複数税率導入に伴って必要となった制度なので、もし廃止するとなれば、軽減税率をなくして一律10%の消費税にするか、あるいは消費税そのものをなくす、といった大胆な変革が必要です。ただ、このどちらも現実的ではありません。アメリカを除くほぼすべての先進国でもインボイス方式が導入されています。施行が2023年秋に迫る今、私たちが取り得る最も建設的な自己防衛策は、制度について正しい知識を持ち、先手を打って対策を始めることかと考えます。自分にとってベストな選択ができるよう、来秋にむけて対策を考えていきましょう！」と国の代弁者のようなことを述べている。

フリーランスの人たちで、この正体がわかった人が、インボイス制度は廃止しかない、と声を上げた。

フリーランス法はフリーランスのホントの声を聴かないといけない。

インボイス制度が廃止されれば、消費税の増税分がなくなり、付加価値を生まない事務作業が激減する。仕事仲間が分断されることなく、免税事業者が排除される恐れもなくなる。事業者だけでなく、消費者、会社員、未来を生きる若者たちなど、生活者の幸せに直結する。

国民にインボイス制度廃止こそが唯一の解決方法であると訴えていきたい。それは、先の総選挙で多くの野党が掲げた公約でもある。

与党を過半数割れに追い込んだ衆院選の結果は、インボイス制度廃止の民意のあらわれで、2025年に実現すべきだし、しなければならないと肝に銘じている。

いわゆる「押し活」(ファンダム) 政治(選挙)の行方

—— 与党過半数割れ時代の政策実現の新たな作法 ——

CNNニュース編集部

PIJの運営委員でもある菊池純は、東京税理士会所属の税理士である。同氏が代表を務める「インボイス制度の廃止を求める税理士の会(インボイスNOの会)」は、先駆的な運動をはじめた。SNS(ソーシャルメディア)の1つであるX(エックス)[old Twitter/旧ツイッター]やホームペー

ジ(HP)を駆使し、インボイス制度廃止を働きかけたのである。

同氏は、デジタル大嫌いのスタンスであったように記憶している。スマホすら拒否していた。ところが、いつの間にか大きく変身した。いや本人が自覚する間もなく、デジタル軍団に取り込まれ

たのかも知れない。

いずれにしろ、インボイス NO の会 は、フィクサーとして君臨してきた既存のメディア、伝統メディア(「オールドメディア/legacy media」)に頼ってはいない。運動を、SNS、「ニューメディア」を使った、いわゆる「推し活」戦略にエスカレートさせたのである。



「インボイス制度の廃止を求める税理士の会」の「推し活」手法の精査

X(旧ツイッター)やユーチューブ、HPを駆使して、公開質問状や賛同者などを募る方法

インボイス NO の会 は、次のように、公開質問状や賛同者を募り、先の衆院選では、インボイス廃止に向けた投票行動を促している (<https://x.com/taxlawyer2022>)。

インボイス制度の廃止を求める税理士の会 は、衆議院選挙に向け公開質問状を 10月8日各政党へ送付しました。10月17日までに回答を求めたところ、6つの党より回答がありました。到着順にここに公開します。各政党のインボイスに対する方針がよくわかります。投票行動に生かして行きましょう。

◆「推し活」政治(選挙)とは何か?

そもそも「推し活(おしかつ)」とは、自分のイチオシを決めて、応援する活動をさす。語源は、熱狂的なアイドルファンが自分の好きなアイドルを「推し」と呼んだことが始まりである。英語では「ファンダム/fandom=fan + kingdom」。造語だ。

政治(選挙)の世界でも推し活がエスカレートしている。「推し活」政治(選挙)の今後は不透明であるが。

いまや、いわゆる「推し活(ファンダム/fandom)」が政治(選挙)を動かす時世



(Public use)

である。「推し活」政治(選挙)の成功体験としては、24年7月の東京都知事選で、SNSを駆使した無所属新人が2位に食い込んだ。

先の10月の衆院選で、SNSを使った国民民主の「103万円の壁」、「手取りを増やそう」の政治キャンペーンが話題をさらった。脇の甘い玉木個人商店党首の不倫問題で揺れたが、強豪相手に粘り勝ちを狙っている。

それから、「2馬力選挙」と揶揄される兵庫県知事選も「推し活」政治(選挙)とされる。

DX化(デジタル・トランスフォーメーション)に伴い、政党・政治組織は、リアル(現実)空間になくとも、ネット(仮想)空間にも構築できる時代になったということだろう。SNSの使い方がうまくないと、伝統政党でも、新興の政党や政治組織に大負けする、消滅しかねない。そんな時代に突入したということである。

SNS民主主義が流行りだ。共産党(<https://www.jcp.or.jp/oshikatu/>)を含め、各政党や政治家は、いわゆる「推し活」(ファンダム)政治(選挙)に熱をあげている。報道によると、自民党は、年末12月に、選挙関連サイトの運営会社代表らを講師役に招き、所属議員向けのオンラインセミナーを開催したようだ。公明党は新たなユーチューブ番組を始める。日本維新の会や共産党もそれぞれ、新たに専門組織を設けた。

政党・政治運動体は、リアル空間のみならず、ネット空間でも、大競争時代に突入したのである。今後、ますます支持政党なしの有権者の票の分捕り合戦が激化していくだろう。

◆「インボイス NO の会」は悔しさをバネに!

インボイス NO の会 は、24年10月17日現在、「推し活」投稿には127万ものPV(page view/閲覧)があったという。また、各政党へのアンケート回答は圧倒的にインボイス制度「廃止賛成」だった、と成果を強調した。

少数与党政治の下では、野党でも、国会の政党間での「政策協議」で、政策(議員立法)を実現できる可能性が高まる。これまで「言うだけ番長」に徹してきた少数野党でも、政策実現のチャンスがめぐってくる。

税理士の平均年齢は60歳を超える。「デジタルデバイド(情報技術格差)」が問われる年代である。インボイス NO の会の大部分のPV(閲覧)は、非税理士であったのではないかと

は、中小・零細事業者のみならず、多くの生活者もインボイス制度廃止に賛成したと思われる。

にもかかわらず、インボイス制度廃止法案は、「国対」(国会対策委員会)で議論されないばかりか、国会の政党間での「政策協議」のそじょうに乗ることもなかった。

インボイス制度廃止には「匂」がある。だから運動をやってはいけない。`毒蜘蛛の糸にぐるぐる巻きにされ、かねない。粘々で`定着、し、`身動き、とれなくなってしまう。

タコつぼ化してしまった「マイナンバー廃止」運動が教訓だ。「共通番号いらぬ会」は、役人の懐柔には乗らない、ぶれない、戦略もあった。「言うだけ番長」政党・議員との連携もできた。だが、マイナンバー廃止法案を「国対」にあげることはできなかった。

そこで、運動の戦術を、マイナ健康保険証、つまりマイナIDカードの事実上の義務化に対する抵抗に舵を切った。だが、ターゲットは、12桁のリアルID(個人番号/マイナンバー)だけ。カードに格納されている「マイナデジタルID(JPKI/公開鍵式ID)」には触れずじまい。運動に携わる人たちのデジタルIDへの知見が乏しかった。運動はガラパゴス化し、抜け殻組織になってしまった。残念である。インボイスNOの会は、同じ轍を踏んではならない。

インボイスNOの会、ロビイング(議員立法の陳情/政党・議員への働きかけ)「戦略」はよかったと思う。だが、「戦術」に今一つ工夫が必要だったのかも知れない。つまり、少数与党政権のもとでの政策実現のための推し活戦術の中身が今一つだったのではないか?

インボイスNOの会の菊池代表が、親しみやすい`インボイスNOおじさん、になるのも一案だ。いわば「インボイスNOのデジタル花さかじいさん」になるわけだ。そして、You Tube(ユーチューブ)やMeta(メタ/old Facebook(旧フェイスブック)、Instagram(インスタグラム)、TikTok(ティックトック)のような動画配信系のSNSで露出して、「バズる(広める)」。わかりやすい「インボイスNOれんげきょう!!」キャッチで、ネット辻説法をする。こんな工夫があつてよい。[誰もViewし(見)ないという下馬評は気にしない!!]

菊池氏は、正義感は一歩強く、ぶれない。粘り強さもある。しかも露出大好きなタイプ。インボイス制度廃止の「推し活」ネット行脚にはうっ

てつけの人材だ。「白旗大嫌い!」「当たって砕けろ!」の意気込みで、零細事業者をはじめとした経済的なひ弱な納税者に味方して、大健闘を期待したい。

ただ、`中途半端、な戦術は運動を泥沼化、蟻地獄化しかねない。商売する人たちはもちろんのこと、サラリーマンや主婦、学生、年金生活者など幅広い庶民が「感動」「耳に残る」キャッチが必須だ。でないと、ギャラリーは聴いてもすぐ忘れる。そして運動も息切れする。菊池氏を、孤島で「インボイスNO!」の赤旗を掲げる裸のじいさんにしかねない。

それに、ロビイングの際には、働きかける政党・議員を、自分の政治信条でえり好みしないのがコツである。大衆に奉仕するスタンス堅持、「言うだけ番長」の政党・議員を見抜ける目利きになること、が大事である。

どんな政策でも、「推し活」でSNSのそじょうに乗せ大衆動員することができれば、しめたものである。議員立法/プログラム法のロビイング(民間団体からの陳情/政党・議員への働きかけ)を請ければ、政党・議員は、それを完全には無視できまい。

悔しさをバネに、強靱な戦術で、しかし慎重に、一発逆転を狙って欲しい。

◆混迷を極める「公正で正しい選挙」

「推し活」政治(選挙)が盛んになる背景には、反エリート感情、政治の家業化、「言うだけ番長」など既存政治への不信感の高まりがある。庶民・年金でくらす高齢者はインフレに苦しみ、経済的な不平等を感じている。にもかかわらず、「政権交代」を叫ぶだけの野党第一党。「インボイス制度廃止」、「物価対策」などについても、とかく「口先対応」で済ませようとする。頼りたいが頼れない。「ニューメディア」を使った「推し活」政治(選挙)、右派ポピュリズムが票を集めるのは当たり前だ。

もちろん、SNSなどの「ニューメディア」を使った「推し活」政治(選挙)やロビイングには功罪(毒と効用)がある。ポピュリズム(大衆迎合主義)、マインドコントロール(熱狂)、自由・公正な選挙、フェイク誘導など、解決されなければならない課題も山積している。

シルバー民主主義を壊し、若者主体の民主主義をつくるには「ニューメディア」の出番??「破壊こそ建設なり!」。本当だろうか?今や多くの高齢者がSNSを使いこなす。今の若者もいず

れ高齢者の仲間入りをする。SNSを、高齢者と若者の「分断」のツールに使う作法は、いずれ賞味期限切れになるはずだ。

「民主主義の寛容は、トランプ氏のような権威主義丸出しの不寛容に無力なこと」は明らかである。選挙に負けた腹いせにSNSで議会乱入を煽ったことはゆるされてはならない。また、再選で、すべてがチャラになるのでは、「法の支配」に根差した民主主義は崩壊してしまう。民主主義は退潮期ともいわれる。ともあれ、またトラ、で、アメリカ民主主義の修復には、少なくとも(次の連邦議会議員選挙まで)2年、必要になった。

兵庫県知事選では、当選を目指さない候補が他人のプライバシーを深く傷つける情報を流布し、他の候補を支援した。いわゆる「2馬力選挙」である。SNSでフェイク情報をネットに垂れ流すのを即座にストップかけるには至難である。SNSのプラットフォーマー(運営企業)は「疑わしきは削除せず」のスタンスであるからである。また、のろまな司法に救済を求めても、膨大なテマ・ヒマがかかる。「法の支配」を求める側が泣き寝入りせざるを得ない構図にある。

「無原則な寛容を捨てて、公的規制に舵を切るべきである。」との声が強まっている。もちろん、公選法との整合性を点検することは大事である。だが、放送法のような縛りで、国家が「ニューメディア」を統制・監視するには、大きな疑問符がつく。

わが国では、政府、与党が、憲法に定める人権条項を、丸で他国の憲法のように見ているきらいがある。こう

した法環境では、「ニューメディア」の公的規制は、慎重でないといけない。いったん公的規制を始めると、一人歩き、深化し出す。憲法が保障する「言論の自由」にとり、大きな落とし穴になる。この国は容易に、中国のようなデータ監視国家・デジタル権威主義国家に変貌、転落しかねないからである。

◆「アテンションエコノミー」とは

自民に立憲、国民が加わり、SNS(ソーシャル

メディア)選挙対策に向けて協議を始めた。与野党協議でのターゲットは多岐にわたる。選挙ポスターの品位保持や「推し活選挙」、「2馬力選挙」、フェイク情報の拡散、さらにはSNSの「アテンションエコノミー(attention economy)」も問われた。今般の公選法見直しでは、「品位保持」で与野党の合意を見た。

「アテンションエコノミー」の言葉をはじめて耳にする人もいるかもしれない。「注目されると収入に結び付く」。つまり、動画などの生成回数が増えるほど収入になる、SNS特有のビジネスモデルである。このビジネスモデル自体が問題なわけではない。公職選挙で、SNSに露出して、投稿、「バズる(広める)」とカネになる。これが公職選挙法(公選法)違反になるのではないかということである。

で、XやYou Tube、TikTokなどSNSの運営事業者に公選法に違反する投稿者への支払をストップさせる仕組みを入れようというのである。加えて、この種の投稿で収入を得た人に公選法違反を問おうというのである。

もちろん、「法の支配」は尊重されないといけない。ただ、選挙関連情報の有償拡散かどうかの的確な判断基準がいる。そうした基準を、ガイドラインなど「ソフトロー」でアナウンスするには、大きな疑問符が付く。逆に「法に支配」に対する脅威になるのではないか?加えて、「言論の自由」、「表現の自由」などとのバランスを失ってはならない。

私たち有権者は、「検閲」、「有償」などのキーワード別

に、議員が仕上げるSNS選挙対策案を注意深くチェックしないといけない。

◆「オールドメディア」の新たな役割

東京都議選、参院選をはじめとしたこれからの選挙での動きが注目される。既存の政党と新興政党との間で、「ニューメディア」を使った「推し活」選挙で、集票合戦を繰り広げるのではないか。

「ニューメディア」は、大衆誘導に便利なようだ。だが、プライバシーを傷つけ、フェイク情報を垂



(Public use)



(Public use)

れ流しているケースも少なくない。ネットで大衆動員して「オールドメディア」たたき、真実潰しにも使われている。

庶民は、体制化し煮え切らない「オールドメディア」にも失望しているのは確かだ。「ニューメディア」の大波、ポピュリズム(大衆迎合主義)に加わって氣勢を上げているのではないか。`破壊こそ建設なり、がモットー、一過性の「デジタルムシロ旗一揆」と解したい。

「オールドメディア」も、自戒しないとイケない。「オールドメディア」は、概して「調査報道(investigative journalism)」に強い。放送法で縛られていることをプラスイメージに使いこなす高度のスキルがいる。勇気を出して、「ニューメディア」が真実を報道しているかどうかを精査・追求しないとイケない。ノンポリの娯楽番組に逃避し、萎縮しないことが大事だ。

ネット空間は、無償/タダの「ニューメディア」の独断場だ。有償/強制加入のNHKのネット進出の舵取りは至難だ。官でもないと言われる「オールドメディア」が市場主義と相容れるのか、大きな疑問符がつくからだ。NHKが民放を超える若者向けの娯楽番組や庶民目線のワイドショーの拡大路線、過去帳番組のネット配信路線などの努力もわからないでもない。だが、こうした転換したモデルが、逆に無償/タダの民放との矛盾を広げるのではないか。

今は軌道をそれてしまったが、「NHKから国民を守る党」(N党)の当初のスタンスは理解できる。N党は、単一争点(シングルイシュー)政党、「推し活」選挙モデルの`功罪、を検証する、`学び、には必須事例だ。

「オールドメディア」に1つである「新聞」もその存在感が問われている。全面広告のような資

源の無駄遣いは、止めないとイケない。大半の読者は、SDGs報道をしながら紙や石油(インク)を濫費し、「ゴミ」を増産する姿

勢に嫌悪している。デジタル化を声高に叫ぶ経済紙はなおさらだ。環境への負荷が大きすぎる。

総花的な報道姿勢の改善も要る。膨れた社員の雇用対策は大事である。しかし、経済紙は経済に特化すべきだ。価格を下げ、ネット攻勢、市場競争に挑むべきだ。でないと、「ニューメディア」に負ける。無償と有償では、そもそも勝負にならないからだ。

「コンテンツ」で勝負できれば別だが。現実には、ネットで、フェイクを含め、英語さえ読めれば、グローバル情報が得られる。人口知能(AI)を使った翻訳はますます高度化するだろう。外国語が不得手でも、グローバル情報は、もっと身近になるはずだ。

対岸のアメリカでは、ニューヨークタイムズ(New York Times)が唯一、新聞のデジタル化の成功例とされる。だが、地域言語(日本語)で勝負しているわが国の新聞はどうだろうか? ネット配信の有償/定額制の「ニューメディア」に大胆に変身できるかどうかは極めて不透明である。日経新聞のように、水増し・フェイクのデジタル版購読者数公表でひんしゅくを買ったケースまで出てきている。



(Public use)

年末年始カンパへのお礼

PIJは、無党派の非営利組織として、市民の目線でプライバシーを守るための政策提言を中心とした活動を続けてきております。2024年~2025年の年末年始カンパのお願いに対しましては、会員の皆さまはもちろんのこと、会員外の皆さまからも多大なご支援・ご協力をいただきました。ご支援・ご協力をいただいた方々のお名前を掲げるのは、プライバシー保護の観点から差し控えさせていただきますが、本当にありがとうございました。CNNニュースの紙面を借りて、心からお礼申し上げます。

運営資金事情の厳しい折、皆さま方から寄せられた浄財は、PIJの政策提言活動に有効に活用させていただきます。

2025年3月31日 PIJ代表 石村耕治/PIJ事務局長 我妻憲利

最新の気になるプライバシーニュース

カリフォルニア州の「年齢適正デザインコード法」の動向

CNNニュース編集部

欧米では、SNS その他オンライン事業者が提供するさまざまな有害なサービスから子ども（未成年者）を守ろうとする動きはきわめて活発である。日々刻々と進化するデジタルサービスや自動化されたオンライン機器などには、さまざまなダークパターン（闇の仕組み）が組み込まれていることがある。政府は、子ども向けの情報モラル教育の強化だけでは、将来を担う子ども（未成年者）達を守り切れないのではないかと危惧する。「年齢適正デザインコード法」のような法律の出番である。

「年齢適正デザインコード法」の内容は、国により異なる。一般に、●初期段階から個人情報（プライバシー）の勝手な取得禁止（Privacy by Default）、●データ取得の最小化（Data Minimization）、●ダークパターンの禁止（No Dark Patterns）、●影響評価の義務化（Impact Assessments）、●制裁付きでの執行（Enforcement）などの規定が盛り込まれる。

◆加州の年齢適正デザインコード法（CAADCA）とは何か

カリフォルニア州は2022年9月15日に、ギャビン・ニューサム知事の署名を得て年齢適正デザインコード法（CAADCA= California Age-Appropriate Design Code Act）を制定した。本法（CAADCA）は、イギリスの年齢適正デザインコード法（AADCA）をモデルとしたものである。

連邦は1998年にすでに連邦子どもオンラインプライバシー保護法（COPPA= Children's Online Privacy

■ギャビン・ニューサム知事



(Public use)

Protection Act of 1998) を制定・施行している。連邦の COPPA は、18 歳未満のユーザーが利用（アクセス）する可能性のあるオンライン製品、サービスや機能を有する事業者に対するプライバシー保護の遵守を求めるのが狙いである。加州の CAADCA は、連邦の COPPA をさらに厳格化する法律である。

加州プライバシー権法（CPRA=California Privacy Rights Act）の対象となる事業者のうち、18 歳未満の者が「アクセスする可能性がある」オンラインサービス、製品、機能を提供する事業者または未成年者がアクセスすることが分かっている事業者に対して適用される。

事業者のオンラインサービス、製品または機能が未成年者によって「アクセスされる可能性がある」かどうかは、連邦の COPPA に定義される「子ども向け」かどうかで判断される。加州の CPRA は、連邦の COPPA よりも広く、オンライン製品、サービス、機能に相当数の児童がアクセスしている、あるいは日常的にアクセスする可能性がある場合には、対象事業者の認識に関係なく適用になる。

加州の CPRA の適用においては、次の点に注意する必要がある。

- ・対象事業者は、次のことを禁止される。(i) 未成年者に著しく有害な方法で未成年者の個人情報を利用すること、(ii) 未成年者をデフォルト（勝手）にプロファイリングすること、(iii) オンライン製品、サービス、または機能を提供するために必要でないにもかかわらず、未成年者の個人情報を収集、販売、共有、保持すること、(iv) 目的外利用：当初、情報収集をした目的以外の目的で未成年者の個人情報を利用すること、または (v) データ取得の最小化：合理的に予想される以上の個人情報の提供をするように未成年者を誤解させるもしくは促すこと。
- ・プライバシーポリシー、利用規約、行動規範は未成年者の年齢に適した明確な表現を用いて、目立つように表示しないとイケない。対象事業者はこれらのポリシーや利用規約を実施しない

といけない。

- ・親や他の消費者が未成年者を追跡・監視できる製品やサービスには、未成年者が追跡・監視されているときにそれを児童に示す明白なシグナルを与えないといけない。また対象事業者は未成年者の正確なジオロケーションをデフォルト(勝手)に収集、共有、販売してはならない。
- ・事業者は2024年7月1日までにデータ保護影響評価(DPIA)を行い、かつ、2年ごとに見直しを行い、関連記録を保存しないといけない。事業者は、加州司法長官(CA AG=Attorney General)の求めがあれば、保存するDPIAを提供しないといけないことになっている。

加州のCAADCAは、未成年者の権利、コンピューターサイエンス、健康などの分野に精通したメンバーで構成されるワーキンググループを設ける。ワーキンググループは、加州議会の求めに応じて、対象事業者が指針として利用できるように、CAADCA法を遵守するに必要なベストプラクティス(最適慣行)に関する報告書を作成する。

加州のCAADCAは、加州司法長官(CA AG)が執行する。CA AGは差止命令と、過失による違反の場合には児童一人当たり2,500ドル、故意による違反の場合には児童一人当たり7,500ドルを上限とする民事罰の適用ができる。CAADCAは私訴権の定めを置いていない。ただし、他の州法で認められている場合はその限りではない。



(Public use)

◆加州のCAADCAは言論の自由を侵害し違憲か？

加州のCAADCAは、2024年7月1日に施行の予定であった。しかし、2022年12月、オンラインビジネスの全米の業界団体であるネットチョイス(Netchoice, LLC)は、加州北部地区連邦地方裁判所に、加州のCAADCAが連邦法を超えた強い規制をするのは連邦の立法上の専占権限を越え、かつ連邦憲法修正1条が保障する言論の自由に抵触するとして、ネットチョイス傘下のアマゾン、グーグル、メタプラットフォームの親

企業であるフェイスブック、ネットフリックス、Xをはじめとして37の事業者に対する同法の適用は違憲(as applied unconstitutional/適用違憲)であるとして、その適用を差し止める訴訟を提起した。

連邦地裁は、2023年9月18日に、原告ネットチョイスの主張を認める判決を下した(Netchoice, LLC V. Bonta, 692 F.Supp.3d 924 (2023))。

そこで、加州が第9巡回区連邦控訴裁判所に控訴した。同裁判所は、2024年8月16日に、加州のCAADCAの大部分の執行差止を継続するとともに、CAADCAが原告ネットチョイス傘下企業の言論の自由を侵害しているように見るとし、下級審に差戻す判決を下した(Netchoice, LLC V. Bonta, 113 F.4th 1101 (2024))。

すなわち、事実上、原告・事業者団体側の訴えを認める判断を下したものの、精神的・身体的に子どもを傷付けるオンラインコンテンツを封印する加州の法律をブロックするための差止命令の是非については、明確な判断を下さなかった。再度、下級審に判断を委ねる判断をくださった。

裁判所は、その理由として、加州は、より弱い規制方法でも子ども達を保護することができる。例えば、州は、子どもやその親にオンラインの危険性を周知する教育を行う改善をすとか、企業に有害なコンテンツにフィルターをかけるとかブロックすることを奨励するとか、または刑事法の執行で対応できるのではないか、と示唆した。

ちなみに、連邦控訴裁判所は、子どもの位置情報などのデータの収集・売買を制限するCAADCAの条項の適用の差止めを認めた連邦地裁の判断には同意せず、その部分については地裁に差止命令を解除した。

今後の行方が注目される。



(Public use)



(Public use)

《刑事司法にAI判定が活用されるようになる?》

AI 刑事手続とプライバシー・人権保護 (5)

— アルゴリズム (情報処理手順) の判断による刑事手続の透明性・公平性 —

コメンテーター 清水晴生 (白鷗大学教授)

【内容目次】

- 1 新技術と刑事手続
- 2 AI (人工知能) とディープラーニング
- 3 プライバシー保護法制と刑事手続
- 4 AI 刑事手続の各局面
- 5 EU 規則案と刑事手続
- 6 プライバシー・人権保護上の問題点の整理
 - (1) 学ばせるデータの質・量・範囲の問題
 - (2) アルゴリズムのバイアスに対する透明性・検証可能性・データ保存・情報提供の保証
 - (3) 人間による監督・管理の度合い
 - (4) サイバーセキュリティ
 - (5) プライバシーデータ保護の法的ルールとの適合性
 - (6) バイアス、トレーサビリティ、公平性 (以上、前号まで)
-
- (7) 公共空間でのリアルタイムリモート生体 (顔) 識別・照合
- (8) 捜査や証言の信用性評価における感情識別 (ポリグラフ)
- (9) 事前告知・同意・令状の要否
- (10) 許容されるケース (被疑者 (容疑者) と適法に保存されたデータとの照合)
- 7 もう一つのブラックボックス問題～トレード・シークレット
- 8 おわりに (以上、本号)

6 プライバシー・人権保護上の問題点の整理 (承前)

(7) 公共空間でのリアルタイムリモート生体 (顔) 識別・照合

すでにふれたように、公共空間でのリアルタイムリモート生体 (顔) 識別・照合 (以下「公共空間での顔パス照合」ともいう。) は大きく、①治安維持・犯罪抑止のケースと、②すでに起こった犯罪の捜査のケースとに分けられる。生成 AI (人

工知能) 社会実装が進む中、EU の AI 規則案ではこれらの公共空間での顔パス照合を原則として禁止した。言い換えると、公共空間での顔パス照合は、加盟各国の国内法に基づく厳格な必要性・相当性 (比例性) の司法審査等を条件に、次の場合は、例外的に許される。(i) 拉致、人身売買、性的搾取の特定された被害者等に限定した捜索、(ii) 現実的で差し迫った人身の安全への特定の脅威や現実的に差し迫りまた予測可能なテロ攻撃の脅威の阻止、または (iii) 加盟国において長期 4 年以上の拘禁に係る罪の被疑者の発見・捜査、起訴、刑の執行 (規則案 107 頁)。

公共空間での顔パス照合とは、まさに常時監視を指す。この場合の「公共空間」は、駅や街頭 (リアル空間 / 物理空間) だけと考えるべきではない。X (旧ツイッター) や Meta (メタ /

old Facebook (旧フェイスブック)、Snapchat (スナップチャット)、Instagram (インスタグラム)、TikTok (ティックトック) のような SNS (ソーシャルメディア) も含めて考えないといけない。なぜならば、SNS は、現在では街頭・路上と同じかそれ以上とっていいほど、不特定多数の者同士が交流 (コミュニケーション) する空間となっているからだ。SNS でネット空間 (仮想空間) に発信される情報は、路上 (リアル空間 / 物理空間) を歩く姿と同じともいえる。もちろん、自然と目

禁じられる AI 利用 (規則案 5 条)

法執行目的での、公共空間におけるリアルタイム遠隔生体識別システムの利用 (規則 5 条 1 項 (d))

司法審査を前提とした例外

- (i) 拉致、人身売買、性的搾取の特定された被害者等に限定した捜索
- (ii) 現実的で差し迫った人身の安全への特定の脅威や現実的に差し迫りまた予測可能なテロ攻撃の脅威の阻止
- (iii) 加盟国において長期 4 年以上の拘禁に係る罪の被疑者の発見・捜査、起訴、刑の執行

に入る分は必ずしもプライバシーを侵害するとはいえないかも知れない。しかし、継続的に監視することでプライバシーに対するリスクが生じる。

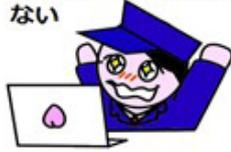
すでに「顔をさらして歩いているのだから、その把握はプライバシー侵害にあたらぬ」という主張がある。しかし、これは一時的なケースにだけ通用する。最高裁判例は、そうした主張が継続的・網羅的なものには通用しない、としているからだ（最高裁（大）平成29年3月15日判決刑集71巻3号13頁）。そうである以上、リアル空間だけでなく、SNS上、ネット空間での情報把握に関しても同じ判断をするのが妥当である。警察は、捜査で、交流関係や組織への出入り等をチェックする。その際に、市民のSNS情報をAIで分析しようとする。しかし、警察は、こうした捜査を、任意で自由に行えると見てはいけない。長期にわたるSNSの受発信データを勝手に解析することも、いわば継続的な行動監視・分析にあたるからだ。明らかにプライバシー侵害にあたる。そもそも個人のデータを大量に集めて勝手に捜査に利用するという自体が問われる。プライバシー権の法的保護がないがしろになるからだ。EUのAI規則案も、この点を問っている。SNS情報の検索目的での利用は、(加盟各国の国内)法に基づく厳格な必要性・相当性(比例性)の司法審査等の条件を充たして初めて限定的に認められる、と規定する。

もっとも、EUのAI規則案が示す例外は広すぎる。

「(i) 拉致、人身売買、性的搾取の特定された被害者等に限定した搜索」の適用除外を見てみよう。まず、発見の難しい人々を探すためなら年中無休でリアルタイム識別AIを稼働させて良いわけではない。これが許されるのは、次のような厳しい条件が充たされた場合に限られるべきだ。

- ① その被害者らが存在すると思われる場所がある程度限定されていること。
- ② その被害者らがその地域に移動されてから間がなく、存在する蓋然性と同システムにより発見できる蓋然性が認められること。
- ③ 失踪の原因について犯罪性が相当程度推認される根拠が、相当程度明確に存在すること。
- ④ 他の手段の有効性が低減し、かつ同システムの

街頭以上に
コミュニケーション
に特化した空間で、
警察の監視が野放し
にされていいわけが
ない



高い有効性が認められる事情・理由があること。

- ⑤ 利用が許される期間が限定され、十分な理由なしに延長や再度の許可が許されないこと。

これらの条件が充たされる場合でも、根拠書面を添付した申請がなされ、これに対する司法審査を経て行われるときに限定されるべきだ。

次に、「(ii) 現実的で差し迫った人身の安全への特定の脅威や現実的に差し迫りまた予測可能なテロ攻撃の脅威の阻止」について見てみよう。この理由による適用除外が許されるのは、次のような厳しい条件が充たされた場合に限られるべきだ。

- ① その予測の十分に具体的で特定された根拠がある。
- ② 発生が想定され生体識別を必要とする場所と期間が限定されている。
- ③ 他の手段の有効性が低減し、かつ同システムの高い有効性が認められる事情・理由があること。
- ④ 利用が許される期間が限定され、十分な理由なしに延長や再度の許可が許されないこと。

これらの条件が充たされる場合でも、根拠書面を添付した申請がなされ、これに対する司法審査を経て行われるときに限られるべきである。この(ii)はまだ起こっていない犯罪に対するものである点で濫用を招きやすい。単なる脅威や単にその種の情報があるとか、テロリストの入国があったというだけでは必要性の根拠として不特定・不十分だ。とりわけ、他国等で大規模なテロ被害が発生した後などは、ヒステリックな対応が取られやすくなる。このため、法的規律やチェックが後退しやすい。政府の実力組織が勢いを増し、危機を声高に呼び出し、恐怖を煽るのが常だ。そもそも危機は常に存在するのであり、常時監視が許されてはならない。危険が、具体的な根拠があって、高まった時に必要な対応がとられるべきである。また危機に対する備えも必要である。だが、煽りで不安が高められることもある。こうした原因でプライバシーの保たれた状態を放棄するのはコストが高過ぎる。

他方で「(iii) (加盟国において) 長期4年以上の拘禁に係る罪の被疑者の発見・捜査、起訴、刑の執行」を理由とする適用除外はあまりにも無限定に過ぎる。上の2つの場合に準じて、次のような厳しい条件が付されるべきである。

- ① 個別具体的な重大犯罪の加害者の確保ないし被害者の保護に緊急性を要し、それを推認させる相当程度明確な根拠があること。

- ②それらの者が一定地域内に存在する蓋然性が相当程度信頼に足る根拠によって 推認されること。
 - ③他の手段の有効性が低減し、かつ同システムの高い有効性が認められる事情・理由があること。
 - ④利用が許される期間が限定され、十分な理由なしに延長や再度の許可が許されないこと。
- これらの条件が充たされる場合でも、これに対する司法審査を経て行われるときに限定されるべきだ。

加えて、いずれの場合にも共通して限定すべき条件とされなければならないことがある。それは、判別項目（特徴量）に人種、思想・信条・信仰等の高度にプライバシーにかかる情報（機微情報）で、同時に差別を招きやすい項目の利用は原則禁止されないといけないということだ。そして、機微情報を例外的に用いる場合でも、高度の必要性が厳密に確認されなければならないということだ。この点についても明確に法的規律の下に置かれなければならない。

もっとも、この条件は、公共空間でのリアルタイムリモート生体（顔）識別・照合（公共空間での顔パス照合）の場合に限ったことではない。刑事司法 AI を利用する場合全般にいえることである。

禁じられる AI 利用（規則案 5 条）の 例外が野放図にならないための要件
①対象範囲の限定
②高度の具体的緊急性・有効性
③期間の限定
④司法審査

(8) 捜査や証言の信用性評価における感情識別（ポリグラフ）

EU の AI 規則案は、さまざまな「ハイリスク分類の AI システム」（6 条 2 項、付属書 III）を掲げる。その中に、(b) 各種法執行機関が嘘発見器やそれに類するツールとして用いようとする AI システム、及び (d) 各種法執行機関が捜査や訴追の過程で証拠の信用性を評価するために用いようとする AI システムがある（規則案 250 頁、仮訳 107 頁）。

すでにふれたように、ポリグラフ検査は、やや古い判例で、その有効性は否定されてはいない（最高裁（一小）昭和 43 年 2 月 8 日決定刑集 22 巻 2 号 55 頁）。現在でも捜査機関で実際に用いられているとも聞く。しかし、その科学的な裏付けははっきりしない。つまり、十分な科学的エビデンスも検証もされていない。にもかかわらず、取り調べる相手を動揺させるツールとしては便利だということで使われ続けている。現在でも、刑事裁判で、捜査段階でのポリグラフ検査の結果データが証拠として提出される。被告人の供述の信用性を低減させることが狙いだ。しかし、裁判所は、証拠能力を否定するまではいかなくても、それを積極的な証拠として扱うことはない。

ポリグラフ検査が科学的裏付けのないという認識は世界で共通している。にもかかわらず、多くの国々で広く使われているということだ。そんなものが EU の AI 規則案の法執行カテゴリの中に掲げられているのには、大きな疑問符が付く。

電気信号、ディープラーニング（深層学習）に基づくアルゴリズム（情報処理手順）^{*1} による解析は、人間の一時点における感情の有様を正確に判断する、さらには断定することには使えない。

供述に信用性があるかどうかは、「人の供述を信用できる」ための基準を共有できていないといけない。これができて初めて、「前後の供述と矛盾しているから信用できない」、「いや矛盾していないから信用できる」という争いの証拠を提示し合うことができる。共有される基準が明らかでないとする。この場合は、感情識別結果自体が、供述の信用性評価のための素材としてはふさわしくない。

一方、上に挙げた (d) [各種法執行機関が捜査や訴追の過程で証拠の信用性を評価するための AI システム] は、実に多様である。証拠物の発見から保管・鑑定に至る経過、関与者、鑑定書が作成されるに至るまでの期間や検査状況、保管物の状態やその保証、鑑定人の素性と能力の裏付け、実験の経過・結果の記録に対する信用性、対象者の体調、実験・鑑定方法の科学性・一般性、その他の要素を総合しての証拠（鑑定・検証の結果）の信用性評価も含まれよう。

これも「説明できる AI (XAI=explainable

^{*1} CNN 編集局注：一般に、「アルゴリズム」という場合には、AI に使われる「予測アルゴリズム (predictive algorithms)」を指すことが多い。

^{*2} CNN 編集局注：XAI は世界中で開発にしのぎを削っている。説明できる（理由附記ができる／説明責任を負える）高度の XAI はいまだ完成されていないと見るのが定説である。

AI)」を一応のアイデア出しに用いることはできよう*²。しかし、AIの示した信用性評価の結果を結局は裁判官自らが全てチェックし直す必要があるのではないかとすると、単純に二度手間にはなる。仮にAIの判断結果をそのまま使うとする。この場合でも、異議申立てに対しては結局また裁判官自らがチェックする必要があるのではないかとすると、これも二度手間になる。

証拠の信用性評価は結論の判断に直結する。このことから、判断者自身が行わざるを得ない。ポリグラフ検査のほか、すでに警察犬の臭気鑑定や歩容認証にも触れた。科学的検証が十分でないということ、むしろ事実認定を混乱させ誤らせかねない。結局、証拠の証拠能力は否定されなければならなくなる(これを「法律的関連性がない」という)。

AIの判定結果についても同じことがあてはまる。アルゴリズム(情報処理手順)のアーキテクチャは、シンギュラリティ(技術的分岐点/技術的特異点/技術的転換点)を超えてない限り人間自身が行わないといけな³。

予測アルゴリズム(predictive algorithms)が織り込まれたAIを実社会にあてはめて使う(社

AIのことは
【シンギュラリティ(技術的特異点)】
AIのアルゴリズムが進化していくことで、ついにはAIが自らの判断でディープラーニング(深層学習)を深めるなどして、人間の想像できる知性の領域を超えていく、まさにその「一線」を超える域への到達点のこと。いわばAIが自我を持ち、自分が自分であることを自己認識するということになる。

AIのことは
【無色で緑の考えが猛烈に眠る】
構文的には正しいがおよそ意味をなさない文章をAIが作ってしまうことを示すAIジャーゴン。

会実装)には、実社会に適用可能な理論的裏付けが要る。科学的なエビデンスに支えられる理論的裏付けのないアーキテクチャはいわば空理空論だ。そんなものはいくらAIが理路整然とした答えを導いても、予定されたハルシネーション(幻覚)でしかない。空虚な理屈に基づくアルゴリズムはハルシネーション発生装置に過ぎない。「無罪で黒の犯人が猛烈に眠る」といった文法的に正しいだけのナンセンスな判断をしているのと変わらない。

(9) 事前告知・同意・令状の要否

AIは、ビッグデータを基にした高度な予測アルゴリズム(情報処理手順)による調査(捜査)を自動的に行うことができる。ケースによっては、さらに個人情報との照合・プロファイリングなど、本人の想定を超えるプライバシーの侵害につながる。したがって、AIによる調査(捜査)は、本来、令状を使って実施されないとはいけない。

仮にプライバシー侵害の内容・程度が限定されるとする。この場合であっても、個人情報をAIに入力するには、AIに入力することを本人(情報主体)に事前に告知し、同意を得ること(オプトイン)は最低限必要だ。この手続は、これから収集する情報であろうと、すでに収集してある情報の再利用(reuse)であろうと変わりはない。個人が捜査機関に情報を与える場合、通常利用の範囲でなら当該個人から同意が得られているかも知れない。しかし、地域で起きた事件を捜査するためにAIを使った大規模な生体情報のAI照合を実施するようなこともありうる。もちろん、こうした照合は、通常は想定されていない。仮に、こうした大規模照合が許されるとしても、明確に個々の同意を求める必要がある。AIでの探索であるとの理由で、黙示の同意では許されない。

³ CNN編集局注:「シンギュラリティ(singularity)」は、「技術的特異点」ないし「技術的分岐点」、「技術的転換点」と邦訳される。シンギュラリティの最初の提唱者は、ハンガリー系アメリカ人数学者のジョン・フォン・ニューマン(John von Neumann(1903-1957)[Stanislaw Ulam, *John Von Neumann, 1903-1957*, Bull. Am. Math. Soc' y 1, 5 (1954)])である。詳しくは、See, G. A. Walker, 'Artificial Intelligence (AI) Law, Rights & Ethics,' 57 Int' l Law. 171, at 290 *et seq.* (2024, ABA)。しかし、この言葉を広めたのは、レイモンド・カーツワイル(Raymond Kurzweil)である。彼は、米グーグル社で60年以上、AIの研究開発に携わってきた。彼は、先端テクノロジーの超速の進化により、AIの能力が人間の知能を超える転換点(the point in time)、つまり彼の言う「シンギュラリティ」に達するのは、もはや時間の問題とみる。彼が予測する技術的転換点は2029年である。彼の予言が正しいとすると、AIが人間力を超えるまで、あと数年に迫っている。彼は、人類がAIと融合し人類の幸福な行く末を予言する。彼の予言が的中するかどうかは定かではない。詳しくは、レイ・カーツワイル著(高橋則明訳)『シンギュラリティはより近く』[原題 Ray Kurzweil, *The Singularity is Nearer*] (2024年、NHK出版)参照。

警察が、唾液から DNA 検査をする狙いでホームレスの男性に紙コップで茶を飲ませ、ゴミを回収するふりをして紙コップについての唾液を入手した事件があった。DNA の情報は究極のプライバシー情報である。こうした DNA 情報入手のやり方は重大な権利侵害である。犯罪捜査目的で DNA のような生体情報を入手するには必ず令状が要る。本件で、裁判所は、憲法や刑事訴訟法が保障する令状に基づく強制捜査の趣旨を顧みない悪質な捜査だったとした。そのうえで、この唾液入手から始まった一連の捜査で得られた証拠を無効とした（東京高判平成 28 年 8 月 23 日高刑集 69 巻 1 号 16 頁）。

憲法と刑事訴訟法は、重大な権利侵害を伴う捜査には令状を求めている。AI による分析・探索は、個人のプライバシー情報を網羅的・集約的に調査し尽くすものである。このこと

から、重大な権利侵害を伴う調査（捜査）にあたる。数百人の警察官を動員しても追いつかないような捜査が瞬時に行われるのに匹敵する。

EU の AI 規則案はハイリスク分類をしている。しかし、ハイリスク AI を必ずしも法律を整備し、それに基づいて使うようには求めてはいない。もっとも、ハイリスク AI には、次のような義務がかされる（16 条）。

- ① リスク管理のシステムが必要とされる（9 条）。
- ② データの管理も求められる（10 条）
- ③ そのアーキテクチャが示されなければならない（11 条）
- ④ 使用履歴を管理しないとイケない（12 条）。
- ⑤ 透明性と情報提供とが必須である（13 条）。
- ⑥ 人的監視が不可欠である（14 条）。
- ⑦ 適正な設計の強固さが求められる（15 条）

ということは、加盟各国は、ハイリスク AI を国内法での法的規制なしで使うことは実際には考えられない。わが国の憲法や刑事訴訟法が採る

強制処分法定主義の考え方から言っても当然だ。

一つの問題は、何を要件とし、どのように令状を設計するかだ。一通の令状があれば何でもでき

てしまうというのでは、憲法 35 条が権利保護のために令状主義を定めた意味が失われる。同条 2 項が「各別の令状」を要求しているのもその意味である（一般令状の禁止という）。

警察・捜査機関での AI の利用は、令状手続の方式・要件等が法律で定められ、具体的に特定された範囲に限り利用が許される。

すなわち、どのような犯罪のために AI が必要なのか。どのような目的のために AI を使うのか。そうした使い方は過剰な権利侵害を招く怖れはないのか。過度な権利侵害を防ぐために AI 利用の範囲は限定されているのか。そしてその令状はどのような形で相手に呈示されるのか。令状の範囲が限定されているかチェックされているのか。

AI の利用に先立っては、こうしたことが特定され、明確にされた令状を請求しないとイケない。令状裁判官は、請求内容を厳密に確認・審査しないとイケない。AI 利用のための令状執行は、あくまでも令状で認められた範囲・条件内で許される。

次に、AI が判定した内容はどこまで証拠としての信用性を持ちうるかである。AI が判定したという理由だけで、逮捕状が請求できたり、起訴が根拠づけられたり、ひいては有罪判決を出しうるのかである。

その答えは否（NO）だ。AI の判断のみをこれらの根拠にはできない。AI の判断は推論でしかない。その推論には証拠が要る。証拠の関係を合理的に説明するために AI が用いられることはあっても、AI の推論自体は理屈に過ぎず、証拠ではない。

AI はあくまで限定的に利用できる捜査・審査のツールであって、その位置付けを超えてはならない。

(10) AI 利用が許容されるケース

すでにふれたように、警察・捜査機関での AI の利用は、令状手続の方式・要件等が法律で定められ、具体的に特定された範囲に限り利用が許さ

【一般令状の禁止】

憲法 35 条 2 項は「搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。」と定める。

あらかじめ裁判官が署名押印した白紙の令状を渡しておき、いつでも使えるようにするような令状審査を反故にする運用を許さない規定だ。

DNA 情報のプライバシー権に関する判例 (東京高判平成 28 年 8 月 23 日高刑集 69 巻 1 号 16 頁)

警察は唾液から DNA 検査をする狙いでホームレスの男性に紙コップで茶を飲ませ、ゴミを回収するふりをして紙コップについての唾液を入手した。

DNA の情報は究極のプライバシー情報であり、その入手は重大な権利侵害にあたることから必ず令状が要る。本件は憲法や刑事訴訟法が保障する令状に基づく強制捜査という趣旨を顧みない悪質な捜査だったとして、この唾液入手から始まった一連の捜査で得られた証拠は無効とされた。

れる。司法機関での判断に使う場合でも、同じことがあてはまる。

警察・捜査機関が、情報主体（本人）の同意なしに、これまで独自に収集・蓄積してきたビッグデータを基に AI システムを作り上げているとする。効率的な捜査を狙いに、こうした AI システムを使って被疑者を割り出すようなことが許されるかどうか問われる。

加えて、裁判所が量刑データを使って、AI システムに刑の量定に関するトピックを挙げさせるような使い方もある。検察官が起訴か不起訴かを判断する場合にも、同様の AI システムの利用が考えられる。

いずれも、AI システムを人間の判断を補助する形で使うとしても、問題がないとはいえない。対象者や当事者の権利利益に関わる場合にはとりわけである。AI システムのようなブラックボックスが利用されることと、それに伴う不利益について、対象者や当事者への告知と同意を前提としないといけない。加えて、そうした手続を法律で規定する必要がある。

(11) 犯罪予測とパトロール

EU の AI 規則案は、人に関わる犯罪予測をする、次のような 3 つの AI システムをハイリスクに分類した。

- (a) ある人が犯罪の加害者ないし被害者になるリスクを評価するために各種法執行機関が用いようとする AI システム、
- (e) 各種法執行機関が、EU 刑事法執行指令 3 条 (4) で定義されるプロファイリングに基づく場合に限らず犯罪や再犯を犯すリスクを評価したり、あるいは人の人格的特性・特徴や前科・前歴を評価するために用いようとする AI システム
- (f) 各種法執行機関が、犯罪の検知、捜査、訴追の過程で EU 刑事法執行指令 3 条 (4) で定義されるプロファイリングのために用いようとする AI システム (規則案 250 頁、仮訳 107 頁)。

犯罪の加害者かどうかをプロファイリングするには、AI に、個人情報を入力しないといけない。情報の入力自体、重大な差別や差別的取扱いにつながりかねない。したがって、AI は必要最小限の利用に制限されるべきである。AI に入力するプロンプト（指示・質問）の内容によっては、さらに他に取るべき手段がないといった「唯一性」

が関わる場合がある。例えば、人種や思想・信仰、居住地といった憲法上の権利保障に関わる内容である場合である。これらの場合は、目的の正当性がより厳しく問われる。このような AI 利用には重大な権利侵害を伴うのが明らかだからだ。当然、諸要件や関連手続の法整備が必要になる。

一方、例えば、人ではなく、特定の場所や地域に関する内容をプロンプトとして AI に入力する場合はどうだろうか。そうした入力、その場所で生活する人達に対する AI 利用にあたる。やはり法整備が不可欠になる。

もちろん、犯罪予測やそれに基づくパトロールは、地域住民の安心・安全を守るのが狙いである。しかし、だからといって、あらゆる国家の行為が手放して許されるわけではない。安心・安全の確保には、プライバシーという個人への重大な権利の侵害が伴うとしても、権利や平等という憲法の原理に見合った手続が要る。憲法が犯罪捜査を予定しているとしても、それは適正なものではないといけない。権利侵害は当たり前としているわけではない。

7 もう一つのブラックボックス問題 ～トレード・シークレット

アメリカには、「デジタル技術と法」の関係に詳しい研究者がたくさんいる。テキサス A&M 大学ロースクールのハンナ・ブロック・ウィーバ准教授がその 1 人である。ウィーバ氏は「アクセス・トゥ・アルゴリズム (Access to Algorithms)」(88 Fordham L. Rev. 1265,1283 (2020)) のタイトルで論文 (以下「ウィーバ論文」という。) を書いている。その中で、刑事司法で使われている AI 技術の信頼性 (algorithmic fairness / algorithmic justice) を問うために、裁判で弁護人がそのアルゴリズムの開示を請求しても、裁判所や開発企業がそれをトレードシークレット (営業秘密) だとして拒む態度を示す、と指摘している。いわゆる「AI に使われているアルゴリズムのブラックボックス問題」である。

ウィーバ論文では、アメリカでは刑事手続の様々な段階でアルゴリズムを格納した AI すでに広く使われ



ていることを紹介している。例えば警察による発砲事件（の発生場所）の捜査のほか、保釈におけるリスク評価ツールとしても使われている（1284頁）。しかしその提供機関は、ツールは、情報公開の対象となる公的データではなく、特許や著作権で保護されるデータであると主張する、という（1286頁）。

また、ウィーバ論文では、日本でもお馴染みのアルコール検知器についてのアメリカの裁判例を紹介する。市民や弁護人が、AI仕様の検知器に格納されたソースコードの公正性・洗練性をチェックしたいとする。その場合、市民や弁護人は、裁判で争う必要がある。ただ、訴訟で争っても、多くの裁判所がそのプログラムのソースコードを「所有」しているのは検察官ではなく私企業だ、との判断を示してきたという（1287頁）。同様にソースコード非開示（proprietary）のDNA分析器について、被告人がソースコードの開示を求めた際も、国側はそれが「機密事項（proprietary）で著作権として保護されている」と主張する、という（1288頁）。

アメリカでは、裁判官が量刑を決める際の「再犯のおそれの評価」にもAI仕様のツール（COMPAS）が使われている。ウィーバ論文によると、AIの開発企業は「ソースコード非開示（proprietary）の機器で営業秘密だ」と主張したという（1289頁）。ある判決では、そのツールの正確性が疑わしいことを理由に、その機密にされている性質や潜在的な不正確さが裁判所に知らされなければならないとし、一人の裁判官はさらにそのような限定をしてもなお、裁判所はせいぜい「多くの要素のうちの一つ」として考慮しうるに過ぎず、それに「頼る」ことは許されない、と述べたという（1289頁）。

ウィーバ論文では、AIと駆使した犯罪予測の熱心な支持者の多くも、ソースコード非開示の機器を使うことに懐疑的だ、と指摘する。とりわけ、開発企業が重要な情報を開示しない、もっぱら利潤目的で自分たちの貢献を誇張するなどは大

問題だ、と指摘する（1289頁）。これらの懸念は、さらに深刻な問題を生みかねないという。アルゴリズムが、憲法上の人権やデュープロセス原理とぶつかる形で人種や性差別を助長する、アルコール検知器が誤作動を引き起こし犯罪者づくりのツールになるのは最たる例だという（1289-1290頁）。

以上、捜査や裁判で用いられるAI機器の内部構造に関する透明性の確保や情報開示問題についておおまかに点検してみた。本稿で取り上げた問題や指摘事項の多くは、わが国の裁判では十分に検討されてこなかった。とはいうよりは、争点にすらなつてこなかった。また、仮に裁判で争点にした上で主張したとしても、わが国の司法が三行半の態度を取ることが予想された。

しかし、DX化（デジタル化）の大波は、行政はもちろんのこと、司法も回避できないところまで押し寄せている。ビッグデータを解析する情報処理技術の高度化を背景に、評価（判断）対象（ターゲット）を合理的な精度で予測するアルゴリズム（情報処理基準）の熾烈な開発競争が繰り返されている。しかし、その「清廉性（dignity）」や「公正性（fairness）」、「アルゴリズム正義（algorithmic justice）」、「eユープロセス（e due process）」などの検証は後回しにされがちである^{*4}。しかし、これをブラックボックス化しておくことは許されない時代に入っている。少なくとも警察や課税、福祉のような人権に深くかわる公的手続に利用されるAI機器やそのアルゴリズムについては広域的確性の検証対象とされないといけな。司法も、この検証プロセスに積極的な参加ができるようリスクリング（学ぶ直し）が求められている。AI・アルゴリズムの清廉性について技術監査ができる専門家／鑑定人の育成も必要である。加えて、IT技術監査専門家／鑑定人も参加した形での裁判官室審理（in camera inspection）の積極的活用も一案である。

憲法37条〔すべての刑事事件において、被告人は、公平な裁判をできるだけ早く、公開で受け

^{*4} CNN編集局注：アルゴリズムの「ホワイトボックス化」は、識者により、言い回しが異なる。「清廉性（algorithmic dignity）」や「公正性（algorithmic fairness）」、「アルゴリズム正義（algorithmic justice）」、「eユープロセス（algorithmic e due process）」、「アルゴリズムの民主化（democratizing algorithms）」、「透明化（algorithmic transparency）」など多様である。See, Matthew Sag, 'Fairness and Fair Use in Generative AI,' 92 Fordham L.Rev.1887 (2024) ; Ngozi Okidegbe, 'To Democratize Algorithms,' 69 UCLA L.Rev.1688 (2023) ; Wrick Taludar, & Mark Vermeulen, 'Algorithmic Justice, Discrimination and Protecting Human Rights in AI Systems (Sep.2024) .

る権利がある。]や、82条〔裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。〕に沿って、デジタル化された司法メカニズムの下で公正な裁判が行われているかどうかを、市民が容易に監視できるようにしないとイケない。警察や刑事司法におけるアルゴリズムを格納したAI利用での透明性の確保・人権保護・開示・検証（監査）などの仕組みづくりが急がれる。

AIは驚くべき速さで進化している。AIシステムの「ブラックボックス化」を防ぎ、「ホワイトボックス化」するのは重い課題である。裁判所や課税庁のような公的当局が民間のアルゴリズムを契約、公共調達(B2G/B2A)などで利用するケースではとりわけである。こうしたケースでは、アルゴリズム正義(algorithmic justice)の確保を優先すべきだろう。そのためには、民間から調達して公的手続で使われるアルゴリズムを「公的支配(public domain)」の下に置き、著作権などの主張をコントロールする法律が必要だとする意見もある。

また、弁護士会など専門職団体が、市民や専門職がAIに織り込まれたアルゴリズムの公正性・清廉性を容易にチェックできるように支援態勢を強化すべきとの声もある。アルゴリズムデザインまたはアルゴリズム・テクノロジーの鑑定人リストを作成し、公開するのも一案である。

もともと、予測アルゴリズム(predictive algorithm)は学習しながら常にアップグレードしていく動的モデルである。AI・アルゴリズムの技術監査専門の鑑定人でも、客観的に公正性・清廉性をチェックするのは至難である。

8 おわりに

(1) 全体のまとめ

アルゴリズムを格納したAIは暴走しかねない危ないツールにもなりうる。このことから、利用を止める選択もある。しかし、止める選択はしたくないとすると、的確なチェックが要る。最低でも、①バイアス(偏見)・信頼性、②透明性、③有益性(人が行うよりAIの方が有益か)、④安全性、⑤法的規律、⑥プライバシー侵害の広汎性、といった面からのチェックが要る。とりわけ、警察や刑事司法でのAI利用において最低限求められる必要条件是、次のようなものになるのではないか。

《刑事司法AIの必要条件》

- ①人間の使う道具でなければならない(人間が責任を負うのでなければならない)
- ②結論について人間が説明できなければならない
- ③反証が許されるのでなければならない
- ④アルゴリズムの設計が開示されていなければならない
- ⑤アルゴリズムの学習内容、学習データ、精度、検出過程が明らかにされていなければならない
- ⑥学習データの入手過程、対照実験の内容も開示されるのでなければならない。

(2) 今後の展望

①法の支配の徹底

北九州市立大学水野陽一准教授は、EU・ドイツのAI刑事司法と個人情報保護に詳しい。水野氏は、顔認証解析が個別の根拠規定なく行われているドイツの問題状況を紹介している(水野陽一「刑事手続におけるAI実装と個人情報保護に関する諸問題——刑事捜査・訴追機関の情報収集・処理に関するものを中心に——」北九州市立大学法政論集47巻1・2合併号75頁、特に86頁以下参照。以下「水野論文」という)。

水野論文では「顔特徴量データ等の処理、解析を行う場合、対象者へのプライバシー侵害の程度は、単に写真、映像を撮影する場合よりも高いものとなる。」(92頁)という認識に立つ。その上で、取得後のデータの取扱いに至るまでの法的統制が不可欠であると説く。すなわち「個人のセンシティブ情報の取得について、対象者の同意がある場合でも、これを許容するための条件を定めた個別の根拠規定の存在が求められることになろう。さらに、取得情報を処理、解析してこれを捜査に用いる場合、そこから生ずる人権侵害の度合いは更に高いものとなる。わが国の現行法は、捜査機関による情報取得自体についてもEU法からの要請を満たしていない可能性があり、情報処理について法の欠陥が存在することは明らかである。捜査機関の行う個人情報取得と取得情報の処理について、それぞれの性質に着目した個別の統制方法が検討されるべきである。」(93頁)と説く。

さらに「個人情報取得に対する法的統制を十分に整備した上で、当該取得情報の処理、そこから得られた結果の保存、運用についても各レベルにおける具体的な基準が立法によって示されなければならない。」(96頁)と説く。

水野論文では、「AIによる自動化された判断の

可否について、大量の情報取得、取得情報の処理、運用、判断結果の保存等、様々な段階における検討が必要となるが、我が国の刑事司法において AI 判断の前提となる情報取得についてすら十分な法的統制の枠組みが存在していないことが明らかである。」(97 頁) と、的を射た指摘をし、締めくくる。

開国後の明治政府が特に刑事法制の整備を急いだ。同じように、刑事司法メカニズムのデジタル化が急速に進む中、データ取扱いの無法状態を放置するわけにはいかない。このままでは、他国との差は看過しがたいものとなる。敗戦後に、新憲法の下、刑事人権・身体的自由権保障の法的整備が必須だった。同様に、デジタル化が進む今日、警察や刑事司法におけるアルゴリズムを格納した AI 利用を法の支配の枠組の下に置くことが不可欠である。アルゴリズムを格納した AI システムの透明性の確保・人権保護・開示・検証(監査)などの法的整備が急務である。

② 社会の進化・変化への対応

明治に成立した刑法がインターネットのような新技術に適應するには困難を伴う。AI の学習データにも時代的・歴史的制約があり、新たな社会変化の中での事案に直面した時、その判断はデータの範疇内(内挿。Interpolation)を超えた推論(外挿。Extrapolation)となる。この時 AI の精度は当然下がる(環境変化によるドリフト(ずれ))。こうした問題は人間の裁判官でも起こりうることだ。だが、人間の裁判官は自然と時代の変化を感じ取っていくのに対して、AI は機械学習が自動化されていない限り、設定外の学習は行わない。他方で逆に AI に自動機械学習をさせてよいかという問題もある。

司法 AI に新たな学習をさせるのは、ある意味では法改正をするのにも等しいように思える。あるいは法改正に伴って AI の新たな学習内容や方法も審議され、成立を見なければなるまい。法務省の官僚や国会議員が十分な専門知識を持ってこれに対応できるかには不安が残る。

③ シンギュラリティ(技術的特異点)

現在の対話型 AI の技術水準を一瞥する限りでは、まだ数年の間は司法 AI といってもアイデア出し程度の利用にとどめざるをえなそう。しかし現在 AI 研究はその実務的・ビジネス的な有用性が期待されることから、最も盛んに開発が進め

られ進化している分野といえる。

AI のアルゴリズムが進化していくことで、ついには AI が自らの判断でディープラーニングを深めるなどして、人間の想像できる知性の領域を超えていく、まさにその「一線」を超える域への到達点が、シンギュラリティ(技術的特異点)と呼ばれる。AI が自我を持ち、自分が自分であることを自己認識するということになる。

刑事司法 AI に関しては、まさに AI 裁判官の独立が認められる。AI 裁判官が人間の裁判官の能力を凌駕し、最高裁は 15 の異なるアルゴリズムを持った AI によって構成されるかもしれない。AI 検察官が人間の検察事務官たちを指揮・使役し、起訴状を作成し、人間の検察官に公判での行動を指示するかも知れない。AI 弁護人が弁論を考えるかも知れない。

しかし、AI は、所詮思考するだけで、行動できるわけではない。すなわち、AI は、関係者に話を聞いて回ったりできない。検索もできない。実況見分もできない。弁護人のように接見もできないだろう。有力な証言者を説得して証言してもらうことも難しいだろう。そう考えると、弁護人の仕事よりも、裁判官の仕事の方が AI に適しているように思える。AI 裁判官が、公判の日程を調整し、公判の進め方を指揮し、証拠取調べをし、判決を出す。

ただ唯一、AI 裁判官に難しいと思われることもある。例えば、状況の変化に応じた判例変更等の決断である。社会情勢の変化や一般の価値観の変容も含めて AI に判断させればよいように見える。しかしサービスランチの値引き分は飲み物の価格に転嫁されざるをえないのと同じである。司法の枠外のことまでを含めて司法 AI に判断させれば、司法の枠内の判断の精度を落とすという代償を払わざるをえなくなる。つま

シンギュラリティ
(技術的特異点)
を超えた
裁判官 AI の自我



オレ裁判官に
向いてないわー。
いやだって
憲法22条1項に
職業選択の自由
あるつよ?!
え?人間じゃない
って?差別するん
すか?憲法14条
違反つよ!

AI のことば

【ノーフリーランチの定理】
(TANSTAAFL)

サービスで出された料理のコストは飲み物に含まれている。つまりあつちでもこつちでも得できるなんてことはない。AI も同じで、あれもこれもできる万能な AI は作れない。万能さを求めると逆に平凡になる。虻蜂取らず、器用貧乏、多趣味や無趣味は、AI にもあてはまる。

り司法に特化して学習させているからこそ、その精度は保たれるのである。

他方で裁判官は法を世の中に適用する以上、世の中について正しく認識していることが重要だ。例えば、立法府が政治的（選挙的？）配慮などから、人権侵害を看過しているとする。その場合、その是正を勧告できるのは人間の裁判官しかいない。

AI裁判官、（あるいはAIロボット裁判官）の判断は、使われるアルゴリズム（情報処理手順）に大きく左右される。AIシステムに「疑わしきは罰せよ」アルゴリズムが密かに挿入されたとする。あるいは、AIシステムが法務省の意向を大きく反映した形でデザインされたとする。その場合、出来上がるAI裁判官は、お上の方だけ見る

ヒラメAI裁判官になるのではないか。人間の裁判官は、有能なヒラメAI裁判官との違いを示せるのだろうか。（了）

【CNN ニュース編集局からのお知らせ】

生成AIを含む包括的なAIの規制である「欧州（EU）AI規制法」が、2024年5月21日に成立し、8月1日に発効した。今後、規制内容に応じて2030年12月31日までに段階的に施行される（EU AI Act: first regulation on artificial intelligence | Topics | European Parliament）。なお、この記事は、AI規制法成立前、法案段階で執筆のうえCNNニュース編集局に提出されたものである。引用は、寄稿時の法案によっている。

少数与党政権は、納税者権利憲章（法）実現に向けた再チャレンジの好機

我妻憲利（PIJ事務局長・税理士）

納税者の「自発的納税協力」に根差した申告納税制度の健全な発展は大事だ。このためには、納税者と課税庁の間を「ウイン・ウイン」の関係にしないと行けない。こうしたウイン・ウインの関係構築には、「納税者は義務主体であると同時に権利主体である」とするスタンダード（基準）が必須である。いまや西欧型民主主義が根付いている国々ではほぼ常識的なスタンダードである。

これらの諸国では、このスタンダードを保証するために、納税者権利憲章（法）／憲章（法）を制定している。加えて、課税庁の納税者サービス改善をねらいに、つまり「複雑な税務手続を納税者の目から見てわかりやすい形でお知らせするため」の課税庁のマニフェスト「保証書」を配布している。

消費税のインボイス制度への転換によって、経済基盤の弱い立場の納税義務者が多数誕生した。インボイス方式は、これまでの帳簿方式に比べると税務手続が煩雑だ。税務署から「お尋ね」を含む税務調査を受ける零細な事業者が増えると思う。インボイス登録をすると、所得はないとしても、課税売上があれば原則、消費税申告が必要となるからである。申告に不慣れな事業者に対する課税庁の納税者サービスや税務調査手続の改善はまったなし、といえる。

申告や納税の義務を果たした納税者が、権利としてどういったサービスが受けられるのかについ

て、政府・課税庁はわかりやすい言葉で書かれた納税者権利憲章の保証書を手渡さないと行けない。また、手荒な税務調査やハラスメントがあった場合に、駆け込み救済を申し立てられるようにしないと行けない。このため、現在ある納税者支援調整官の仕組みの刷新を急がないと行けない。課税庁が、納税者支援調整官の使い方を説明したパンフを作成して、納税者に手渡さないと行けない。

かつて、2010（平成22）年前後から、わが国でも、政権交代に伴い、憲章（法）制定の機運が高まった。憲章（法）成立寸前まで行った。しかし抵抗勢力を排除しきれなかった。「内なる敵」もいた。結果、納税者権利憲章（法）の制定・アナウンスは頓挫した。

しかし、2011（平成23）年10月11日に出された「復興増税大綱」のなかで、「納税者権利憲章の策定等（「納税者権利憲章」の作成・公表、国税通則法の名称変更、同法の目的規定の改正）については、見送ることとする」としながらも、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。」と記した。

わが国では、国会・政府が納税者権利憲章（法）制定に責任をもって対応しないと行けない状況には変わりがない。確かに、いったん頓挫した官製の納税者権利憲章（法）の制定に向けた巻き返し

運動は容易ではない。

憲章（法）制定が進まない原因はさまざま考えられる。1つは、年末調整などで課税庁と直接コンタクトをすることがない給与所得納税者、と確定申告が必ずいる事業者とが「分断」されていることである。つまり、申告した内容について税務調査を受ける事業者は、何か悪いことでもしているようにつくられたイメージが、給与所得者に植え付けられていることがある。事業所得や消費税の申告納税には税務調査をつきものだ。「必要悪」ともいえる。しかし、一般の生活者には、なかなか理解してもらえない。給与所得者でも、親の相続税申告に関する税務調査で課税庁から手荒い扱いを受けたりしたら、学びがあるのだろうけども。

それから、野党のなかには、「103万の壁」のような問題は、集票につながる。しかし、「憲章（法）の制定」があまり大きな集票につながらない、と見ていることもあると思う。推し活政治・選挙が流行る一方である。税務行政の刷新など地味で真摯な課題に取り組もうとする勢力の努力が正当の評価がされなくなっているのではないかな。

以前、この憲章（法）制定問題で国会議員が政府に対して質問主意書を出した。政府は、「わが国では、憲章（法）に規定されるような事項は、国税通則法などの法律に規定されているので、あえて再度憲章（法）などつくる必要はない」といった趣旨の回答（答弁）をしている。

このように、政府は、納税者の権利にはまったく後ろ向きの姿勢である。この背景には、国の税財政運営で「政治主導」ができていない問題がある。つまり、国会が、予算編成ばかりか、税法制定までもが「財務当局主導」、「行政におんぶに抱っこ」、から抜け出られない常態にあることも大きな問題なわけである。

幸いにも、今国会、2025年2月18日に、立憲民主党（立民）が、納税者権利憲章（法）を含む「所得税法等の改正法修正案」を提出した。加えて、2月21日に、衆院予算委員会で立民の階猛（しな・たけし）議員が憲章（法）を含む修正案に関する質疑報告をした。世間に、憲章（法）制定の必要性を、再度認識させてくれた。

自公連立政権が弱体化する昨今、いまが国会・政府に納税者権利憲章（法）制定を求める好機ではないか。納税者団体や税務の専門職界は、国会を使いこなす作法をしっかり学び、再チャレンジが求められる。

既存の法律（国通法）に納税者権利憲章規定を盛り込み、かつ、課税庁がその規定に基づきわかりやすい文章で書いた保証書を出す。こんな形の納税者権利憲章（法）／憲章（法）の成立を議員立法で目指さないといけない。加えて、存在がややふやな「納税者支援調整官」の刷新も必須だ。

今国会に立民が提出した憲章（法）案は、完全なものではない。だが、憲章（法）に加え、納税者支援調整官の法制化も実現できれば、わが国の納税者は、名実ともに、単なる「義務」主体ではなく、「権利」主体でもあるとの法認につながる。「納税者は義務主体」であるとする今の課税庁の「文化／カルチャー」を変えられる。税務行政の現場でも、課税庁は「納税者は権利主体」として丁寧な対応をしないとイケなくなる。

まず、憲章（法）の1.0案を成立させ、「納税者の権利、の「橋頭保」、「法的足場」を築く。そして、さらに最適な納税者権利憲章2.0、3.0に向けて、民間機関がつくった納税者権利憲章に盛られた優れたアイデアを注入し、切磋琢磨、改良を重ねていく。このために、今まさに、「結果」をあげられる周到な戦術、「ディール（取引）」が求められている。

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
 東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
 編集・発行人 中村克己
 Published by
 Privacy International Japan (PIJ)
 IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
 Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
 President Koji ISHIMURA
 Tel/Fax +81-3-3985-4590
<http://www.pij-web.net>
2025.4.24 発行 CNN ニュース No.121

入会のご案内
 季刊・CNN ニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方にだけお送りしています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。
 郵便振込口座番号
 00140-4-169829
 ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつづき
 ・自由権、零細事業者の生活権を守る市民運動は大事だ。政党・政治家への働きかけでは、「納税者権利憲章（法）」のように「つくる」方が容易だ。「マイナンバー」、「インボイス制度」のように「廃止」は至難だ (N)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) の定時総会を開催します

- **【日時】**: 2025年5月24日(土) 午後3時45分開催(受付は3時30分から)
- **【場所】**: カフェ・ミヤマ 渋谷東口駅前店 5号会議室
(渋谷区渋谷3-19-1 渋谷オミビルB1F)
JR渋谷駅東口より徒歩4分・メトロ渋谷駅C2出口より徒歩2分
- **【議題】**: 事業報告、役員選任報告、新年度事業方針および事業計画
- **【記念講演】**: 共通番号 (マイナンバー) 制度反対運動再興の視点
官製の共通デジタルID / デジタルマイナンバーの危険な使われ方
◀講師▶石村耕治 (PIJ 代表)



総会会場です



【拡大図】

